

令和6年11月27日（水）
於. ザ・グランドパレス徳島

四国ブロック会議2024

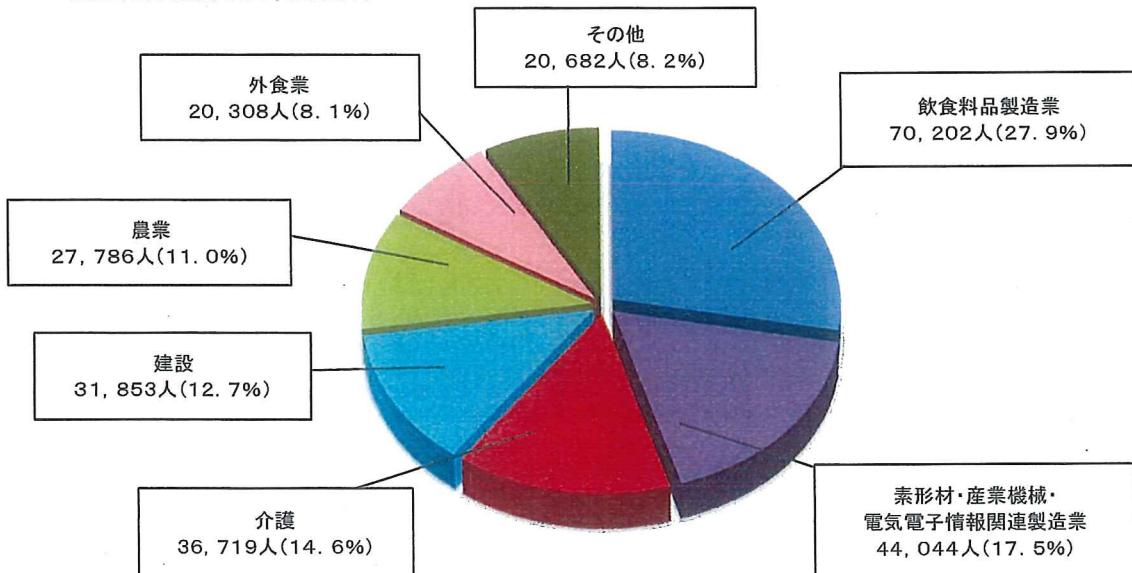
目 次	頁
1. 特定技能外国人制度関連	1
2. 表彰制度関連	11
3. 事業承継のための試験要件の緩和	22
4. 水道課国交省移管の影響	26
5. 応急給水の開設訓練	33
6. 量水器取付け・取外し・撤去等歩掛	36
7. 基幹管路の耐震化の現状	37
8. 広域連携の推進	50

【第1表】主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人人数

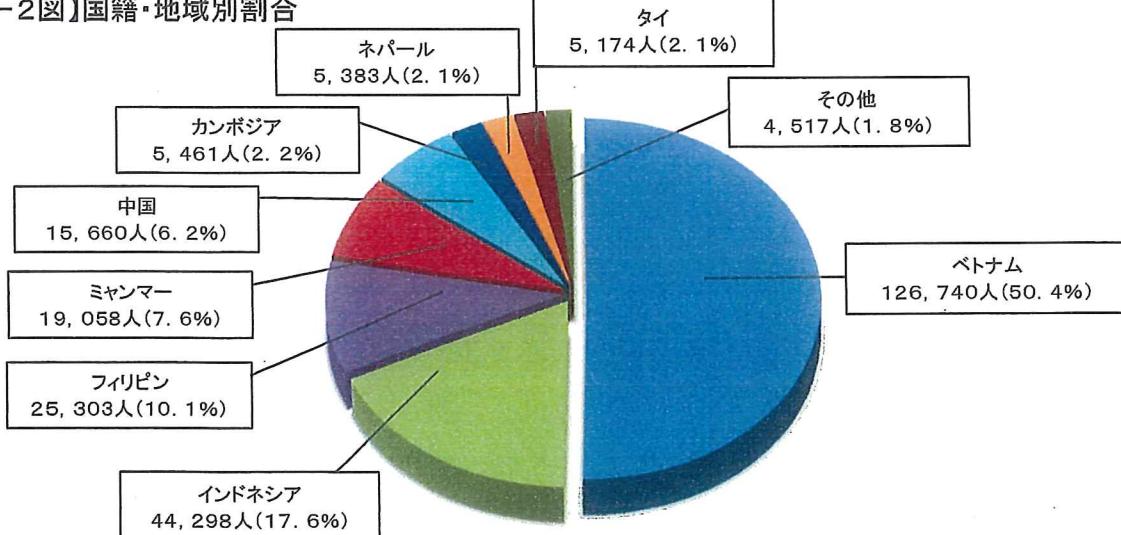
国籍・地域	総数	介護分野 ビニルクリーニング野 ビニル分	形鋼・機械・電子情報関連製造業 建設分野 建設	材 工 造 自 動 車 航 空 宿 泊 農 業 漁 業 放 射 食 料 品 外 食 業 野	電 子 部 品 分 野	船 舶 分 野	用 野	自 動 車 野	航 空 分 野	宿 泊 分 野	農 業 分 野	漁 業 分 野	食 料 品 外 食 業 野
総 数	251,594	36,719	4,635	44,044	31,853	8,703	2,858	850	492	27,786	3,035	70,202	20,308
ベトナム	126,740	8,970	1,839	26,599	21,291	1,376	1,341	164	140	8,504	439	46,914	9,163
インドネシア	44,298	9,760	972	7,028	3,075	1,641	251	70	91	8,514	2,452	9,134	1,310
フィリピン	25,303	4,092	399	4,484	3,206	4,754	859	492	30	2,845	15	2,977	1,150
ミャンマー	19,058	8,083	379	646	631	25	162	62	58	812	0	3,163	5,037
中 国	15,660	1,143	598	3,085	1,760	751	23	5	36	2,254	125	4,941	939
カンボジア	5,461	307	172	194	938	7	56	0	2	2,625	1	1,074	85
ネパール	5,383	2,743	118	32	154	0	4	98	44	681	0	156	1,353
タ イ	5,174	303	59	1,714	302	148	34	0	9	991	0	1,453	161
そ の 他	4,517	1,318	99	262	496	1	128	68	82	560	3	390	1,110

注) 本表の数値は速報値である。

【第1-1図】特定産業分野別割合



【第1-2図】国籍・地域別割合



【第3表】特定産業分野・業務区分別 特定技能1号在留外国人数

介護分野
36,719

ビルクリーニング分野
4,635

(令和6年6月末現在)

分野	(凡例)
—	—
業務区分	業務区分
—	—

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野

44,044
機械金属加工
35,108

建設分野
31,853
土木
18,850

/%

造船・舶用工業分野
8,703

造船	舶用機械	舶用電気電子機器	溶接	塗装	鉄工	仕上げ	機械加工	電気機器組立て
2,250	45	2	4,861	1,027	406	56	45	11

自動車整備分野
2,858

航空分野
959
空港グランドハンドリング

宿泊分野
492

農業分野
27,786
耕種農業全般
21,862

漁業分野
3,035
漁業

飲食料品製造業分野
70,202

外食業分野
20,308

12分野計
251,594

注) 本表の数値は速報値である。

令和6年9月末現在

技能実習修了から特定技能1号に移行するために
全管連会員証明書を取得した会員企業数

都道府県	会社数
01北海道	5
02青森県	0
03岩手県	3
04宮城県	1
05秋田県	0
06山形県	0
07福島県	2
08茨城県	3
09栃木県	3
10群馬県	6
11埼玉県	26
12千葉県	15
13神奈川県	43
14山梨県	1
15東京都	81
16新潟県	3
17長野県	0
18富山県	4
19石川県	4
20福井県	4
21愛知県	24
22静岡県	6
23岐阜県	6
24三重県	5

都道府県	会社数
25滋賀県	2
26京都府	4
27大阪府	12
28奈良県	3
29和歌山県	0
30兵庫県	19
31岡山県	4
32広島県	4
33鳥取県	0
34島根県	0
35山口県	0
36香川県	4
37愛媛県	2
38徳島県	0
39高知県	1
40福岡県	12
41佐賀県	1
42長崎県	1
43熊本県	2
44大分県	1
45宮崎県	1
46鹿児島県	2
47沖縄県	1
合計	321

特定技能制度における外国人材のキャリアパス(イメージ)



- 特定技能 1 号となるには、試験合格ルートと技能実習等からの切替ルートの 2 パターン存在。
- 特定技能 2 号は、在留期間の更新上限がなく、家族帯同も可能な在留資格が必要。

【特定技能2号】

在留期間の更新に上限なし
※扶養する配偶者・子の帯同可

【 】は在留資格名

班長として一定の実務経験 + 「建設分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」に合格

【特定技能1号】

在留期間は通常5年
※家族の帯同は原則不可

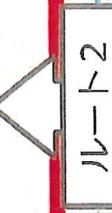


ルート1

①と②の両方に合格

- ① 技能評価試験
「技能検定 3 級」
又は「建設分野特定技能 1 号評価試験」
- ② 日本語試験

- 「国際交流基金日本語基礎テスト」
又は「日本語能力試験（N4以上）」
- ※①・②の試験は海外を基本に国内でも実施



ルート2

【技能実習】

2号技能実習を良好に修了した者

- ※3号技能実習を修了した者は、
2号技能実習を良好に修了した者
と同じ取扱い

【特定活動】<外国人建設就労者受入事業>

2015年度から2022年度までの時限措置

- ※【特定活動】から【特定技能 1 号】
に変更すること(は可能)

- ※2号技能実習を良好に修了する見込みの者は、
在留期間満了日の半年前から建設特定技能受入計画の認定申請を行うことが可能

2号技能実習未経験者(試験免除者) 2号技能実習未経験者(試験合격者)

【建設分野】業務区分の統合

業務区分の整理の概要

【見直し前】

- 業務区分が19区分と細分化されており、業務範囲が限定的
- 建設業に係る作業の中で特定技能に含まれないものがあり、該当専門工事業団体等から特定技能の対象に含めるよう要望あり

【見直し後】	
○ 業務区分を3区分に統合し、業務範囲を拡大	※R4年8月30日閣議決定
○ 建設関係の技能実習職種を含む建設業に係る全ての作業を新区分に分類	
○ 特定技能外国人の安全性確保等の観点から、専門工事業団体と特定技能外国人受入事業実施法人の連携により訓練・各種研修を充実	

業務区分整理

旧業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	とび
型枠施工	建設機械施工	塗装等
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋繋手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	



その他建設業に係る全ての作業
例：電気工事、塗装、防水施工 等

1. 土木区分

- 例：コンクリート圧送 とび
建設機械施工 塗装等



2. 建築区分

- 例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工 等



3. ライフライン・設備区分

- 例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事 等



実施日 業務内容

技能評価試験

● 国内試験の実施

△ 受付状況

実施日	会場	1号土木	1号建築	1号ライフ	1号小計	2号土木	2号建築	2号ライフ	2号小計	合計	状況
11/11	東京	13	7	3	23	17	27	7	51	74	11/1まで受付
11/13	高松	0	0	1	1	25	21	3	49	50	11/8まで受付
11/18	東京	4	3	1	8	14	21	2	37	45	11/8まで受付
11/25	東京	2	2	4	8	8	25	7	40	48	11/15まで受付
11/27	大阪	1	2	2	5	6	2	1	9	14	11/22まで受付
11/28	大阪	1	1	0	2	6	6	1	13	15	11/22まで受付

△ 試験結果 (合格者数/受験者数)

実施日	会場	1号土木	1号建築	1号ライフ	1号小計	2号土木	2号建築	2号ライフ	2号小計	合計
10/28	東京	3/16	9/13	2/5	14/34	6/36	15/53	3/16	24/105	38/139
10/30	大阪	1/6	1/8	2/6	4/20	4/29	8/29	0/3	12/61	16/81
10/31	大阪	0/3	3/8	2/3	5/14	1/17	14/42	1/5	16/64	21/78

△ 年度別試験結果 (合格者数/受験者数)

年度	1号土木	1号建築	1号ライフ	1号小計	2号土木	2号建築	2号ライフ	2号小計	合計
23	93/367	196/580	108/239	397/1186	20/220	13/262	7/46	40/528	437/1714
24	54/254	102/320	37/139	193/713	112/791	194/1041	21/185	327/2017	520/2730

△ 試験結果2号累計 (合格者数/受験者数・合格率) 10/31試験まで

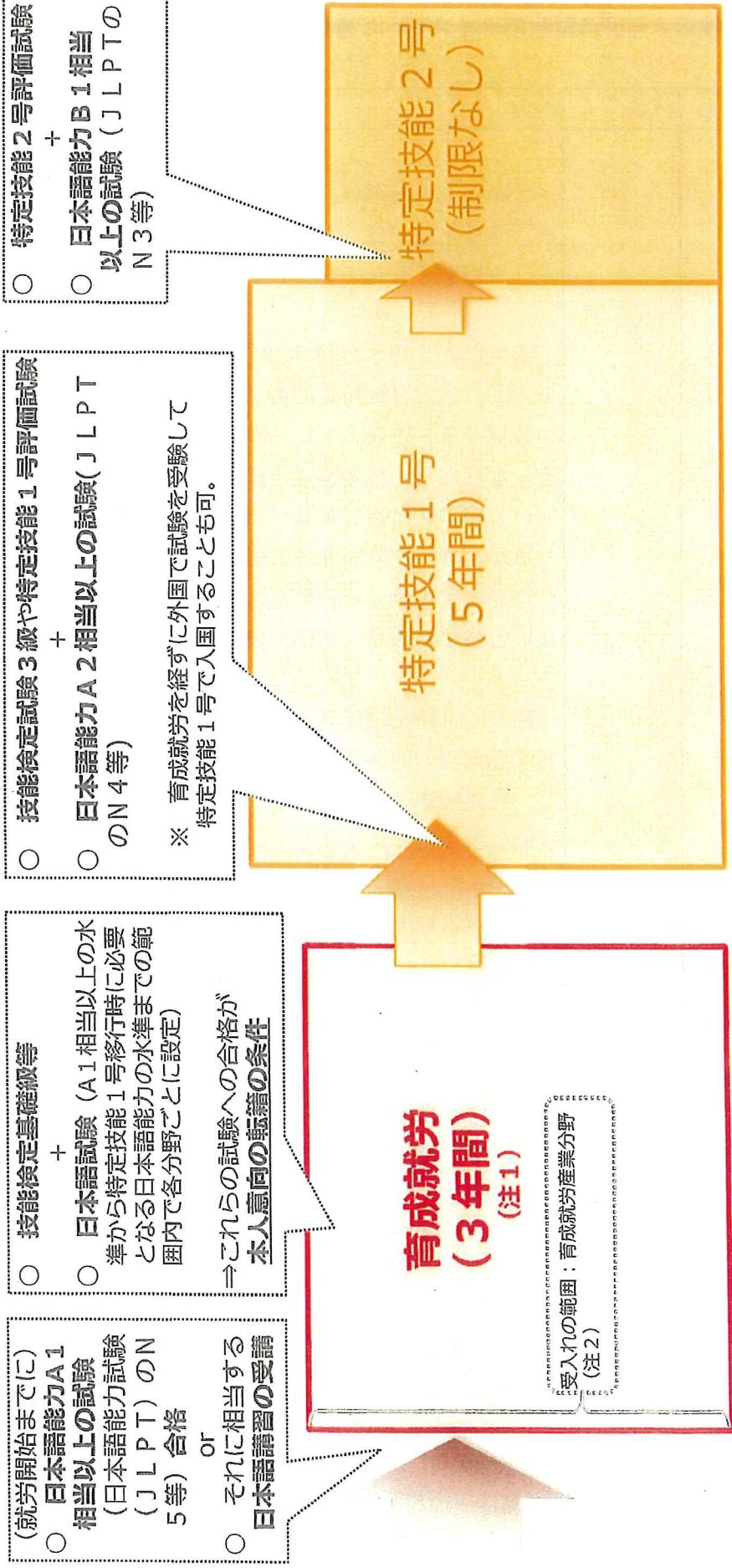
2号土木	2号建築	2号ライフ	合計
132/1011 (13%)	207/1303 (16%)	28/231 (12%)	367/2545 (14%)

建設分野特定技能 2 号評価試験用テキストへご意見について

	ページ番号	行数	内容
1	全般		<p>・テキストの内容は、職長の職務や役割が掲載されており、各職種の専門的な記述が全くなかった。そのため、本内容の試験を合格したとしても、専門性を有しているかどうかの判断ができないのではないか。</p> <p>・特定技能 2 号への移行が①「班長としての一定の実務経験」に加えて、②「建設分野特定技能 2 号評価試験」又は③「技能検定 1 級」への合格が条件となっているが、この②と③を同等とするのは無理がある。なぜなら、技能検定 1 級は実技試験があり、その技能を求められているが、2 号評価試験には学科試験のみとなるため、技能を有しているかどうかを判断することができないが、それで良いのか。</p> <p>技能検定 1 級は職種にもよるが、配管職種では約40%程度と高くはない合格率であり、相応の技能が求められている。</p> <p>・従来、「特定技能 2 号」は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であることを考慮すると、特定技能 2 号評価試験を受けて合格する必要があるのであれば、技能実習 1 号時に所属していた会社から「知識・技能を有する証明書」のような提出をもって、「特定技能 2 号」への移行ができるようすればよいのではないか。</p>
2			
3			

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

技能レベル



(注1) 特定技能1号の試験不合格となつた者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

転籍制限の在り方検討会

国交省

費用分担も25年度に検討会

技能実習に代わる外国人材受け入れの新制度「育成就労」の施行に向け、建設分野を所管する国土交通省は建設業団体や有識者など構成する検討会を2025年度にも立ち上げる。25年の初めからまでに示される政府全体の基本方針や主務省令を踏まえ、建設分野の運用方針の作成に取り掛かる。主な雇用主となる専門工事業団体らの意見を聞きながら受け入れ見込み数などを検討。新制度で新たに容認する本人意向の転籍の制限期間や、転籍前の受け入れ企業が支出した初期費用の補償の在り方も焦点になる。

新制度は27年6月までに施行する。制度所管官庁の出入国在留管理厅と厚生労働省は25年にかけて基本方針などを作成し、同年から新制度では同一の業務区分内に限つて本人意向の転籍を認める。転籍の制限期間は1~2年の範囲で業務計上。建設分野の運用方針25年度予算の概算要求で新制度の検討に関する経費を計上。建設分野の運用方針に関する検討会を立ち上げるとともに、育成就労から

建設業の特性を踏まえた検討が必要となる。こうした現場の実情や要望を検討会の場で吸い上げる。最初の受け入れ企業が支出した入国や育成にかかる初期費用を転籍後の企業と分担する仕組みの明確化もミッションとなる。

人材育成を通じた国際貢献をうたう技能実習と異なり、育成就労は人材確保を目的として打ち出し特定技能に移行する連続性も明確にした。このため外国人でいた。このため外国人でも日本人と同じように国内

国でのマッチングイベントや、特定技能の海外試験を実施していない国でのニーズ調査などを検討。国際的な指標で就労中の外国人の従業員満足度を把握する本格的なアンケートも新たに実施する方向だ。

国交省は25年度に特定技能外国人の受け入れ拡大に向けた調査・支援も計画する。送り出し実績が少ない検討に当たっては建設技能人材機構（JAC、三野輪賢二理事長）などと連携する。

令和6年10月16日

日刊建設工業新聞 1面

○特定技能 2 号になるための要件（ＪＡＣ　ＨＰより）

【必要な要件】

（1）班長として一定の実務経験

業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種に係る能力評価基準のレベル 3 相当の「就業日数（職長＋班長）」を必要な実務経験とし、

対応する能力評価基準がない場合については、「就業日数（職長＋班長）が 3 年（勤務日数 645 日）以上であること」を必要な実務経験とします。

詳しくは、下記 URL より国土交通省の資料をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499418.pdf

※あくまで「レベル 3 相当」であり、レベル 3 判定が必須というものではありません。

能力評価基準のレベル 3 で求められる「職長または班長としての就業日数」を元に日数を決めているものです。

※CCUS 技能者 ID に班長としての実務経験が蓄積されていない場合には「分野参考様式第 6 – 3 号別紙 経歴証明書」もあわせて提出します。

様式は国土交通省のページからダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00003.html

（2）「建設分野特定技能 2 号評価試験」又は「技能検定 1 級」への合格

業務区分に対応する技能検定 1 級（単一等級含む）又は特定技能 2 号評価試験への合格が必要です。

詳しくは、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」別表 2 をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001735077.pdf

なお、現時点では、特定技能 2 号の在留資格を得るために必要となる日本語試験の要件はありません。

国不専建第45号
令和5年12月20日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公印省略)

令和6年度優秀施工者国土交通大臣顕彰候補者の推薦について（依頼）

国土交通省では、建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事されている方々に誇りと意欲をもっていただくとともに、その社会的評価・地位の向上を図ることを目的として、特に優秀な技術・技能を有し、後進の指導・育成等に多大な貢献をされている建設技能者の方々を対象として、平成4年度より毎年「優秀施工者国土交通大臣顕彰」（建設マスター）を実施しています。

令和6年度においても、本顕彰を実施しますので、別記留意事項等をご参照の上、候補者を推薦していただきますようお願いいたします。

国土交通省では関係団体とともに、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定するなど、女性が働きつけられる建設産業を目指し取組を進めています。建設産業への女性の入職・定着促進の観点からも、女性技能者の積極的な推薦をお願いいたします。

- ⑨ また、本顕彰の趣旨を踏まえ、建設キャリアアップシステムに登録されている技能者を積極的に推薦いただくことが望ましいと考えており、選定に当たりましては、ご配慮いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
専門工事業・建設関連業振興室業務係
岩船 iwafune-s8910@mlit.go.jp
三木 miki-k267@mlit.go.jp
Tel 03-5253-8111 (内線 24814、24844)

優秀施工者国土交通大臣顕彰要領

(目的)

第一 優れた建設現場従業者を広く顕彰することにより、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(顕彰の対象)

第二 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。

- 一 建設現場業務に直接従事している期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。）が20年以上の者
- 二 建設現場業務に直接従事している年齢40歳以上65歳以下の者。ただし、35歳以上40歳未満及び66歳以上の者についても、相当の理由がある場合に限り、対象とする。
- 三 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

(顕彰基準)

第三 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。

- 一 技術・技能が優秀である者
- 二 技術開発・施工の合理化を図り顕著な成績を挙げている者かつ建設工事に相当の実績のある者
- 三 後進の指導・育成に努めている者
- 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
- 五 他の建設現場従業者の模範である者

(顕彰の方法)

第四 顕彰は、国土交通大臣が顕彰を受ける者に対して顕彰状及び徽章を授与して行う。

(顕彰の実施)

第五 顕彰は、毎年一回行う。

(被顕彰者の決定)

第六 被顕彰候補者は、都道府県知事、建設業者団体の長及び地方整備局長等が推薦した者から優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会が選考する。
2 國土交通大臣は、前項により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。
3 優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会については別に定めるところによる。

(欠格等)

第七 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以

下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象としない。

2 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。

3 既に叙勲、褒章又は国土交通大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰は行わない。

(その他)

第八 この要領に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項については、不動産・建設経済局長が定める。

附 則

この要領は、平成4年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(別記 1)

候補者の推薦に当たっての留意事項（建設マスター）

1 顕彰の対象となる者について

次の（1）から（6）の要件のうち1つでも充たしていない候補者は、本顕彰の対象となりませんので、候補者の選定に当たって十分ご注意ください。

（1）建設現場業務に直接従事している期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた経験のある者については、当該休業をした期間を含む。）が20年以上の者

- ・基準日：令和⑥年10月1日時点
- ・1年に満たない端数月は切り捨てる。
(したがって、少なくとも平成16年10月1日以前から建設現場業務に直接従事していた者であることが必要です。)

（注）1. 「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいいます。

2. 「直接工事施工」とは、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事することをいいます。

技術者等としての経験が大半であり直接工事施工の経験が全くない者又は研修・実習等に基づくごくわずかな直接工事施工の経験しか有しない者等直接工事施工における卓越した優秀な技能を保有していることを確認できない者は顕彰の対象外となります。

（顕彰の対象外となる者の例）

- ・就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することもなくもっぱら技術者等（現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等）として施工管理業務のみ（工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等）や設計業務のみに従事していると認められる者

（注2）建設現場業務に直接従事した経験のある者が、産前産後休業、育児休業又は介護休業をした場合は、当該産前産後休業期間、育児休業期間、

介護休業期間を現場業務従事期間に含めて算出して下さい。
なお、産前産後休業、育児休業、介護休業をした期間を現場業務従事期間に含めるためには、雇用主の証明（様式自由）が必要です。

- ・「産前産後休業」とは、産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間の休業（労働基準法第65条第1項）
- ・「育児休業」とは、労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号）
- ・「介護休業」とは、労働者がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業（育児・介護休業法第2条第2号）

(2) 建設現場業務に直接従事している年齢40歳以上65歳以下の者。ただし、35歳以上40歳未満及び66歳以上の者についても、相当の理由がある場合に限り、対象とする。

- ・基準日：令和6年10月1日時点（満年齢）

年齢40歳以上65歳以下の者の生年月日			
自	昭和33年10月2日	至	昭和59年10月1日
年齢35歳以上40歳未満の生年月日			
自	昭和59年10月2日	至	平成元年10月1日

- ・35歳以上40歳未満及び66歳以上の者については、技術・技能が特に顕著である等相当の理由がある場合に限り対象となります。また、66歳以上の者について、推薦数は原則1名が限度です。

- ・基準日において技能者として活躍されている方（現役）が対象であり、令和6年10月1日までに退職見込みの方は、顕彰の対象となりません。特に、定年が近づいている方などについては注意してください。本顕彰制度の趣旨に鑑み建設マスター受賞後も引き続き業務に従事される方が対象となります。

なお、現場業務に直接従事している現役の技能者であれば、経営者等の役職につかれていても構いません。

(3) 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

・基準日：様式－6の「無事故証明書」作成時点

(基準日までの自己の責任に関する事故が発生していない連続した期間。1年に満たない端数月は切り捨てることとします。なお、「無事故証明書」の作成後、令和6年10月1日までの期間に自己の責任に関する事故が発生した場合、建設マスター事務局へ報告いただきますようお願いいたします。)

裏付け無しは対象外となります

(4) 次のすべての要件を充たす者（①～⑤全て裏付け資料を添付）

- ①技術・技能が優秀であること
- ②技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、かつ建設工事に相当の実績のあること
- ③後進の指導・育成に努めていること
- ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範たりうること

上記の具体的な内容・裏付け資料については、別記2（提出書類作成要領）をご参照ください。

⑨

※ 「①技術・技能が優秀であること」に関し、建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価基準が策定されている職種については、レベル3相当以上（シルバー又はゴールドカード保持者、カードを持っていない者にあってはレベル3又はレベル4を取得できる資格を保有している者）を目安といたします（能力評価基準が策定されていない職種については個別判断（1級技能士等の資格保有を目安））。

欠格事項について

(5) 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象となりません。

・推薦に当たっては刑罰等確認書（様式－6）をご提出ください。

刑罰等確認書で対象となる「刑罰」とは、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料等の刑事処分であり、反則金等の行政処分はこれに含みません。

※反則金：「交通反則告知書」（青キップ）により告知を受け、告知の際、渡された「納付書・領収証書」により金融機関で納付。これに対し、欠格事項となる道路交通法違反の罰金の場合は裁判所からの略式命令等で検察庁で納付。

(6) 既に叙勲、褒賞、国土交通大臣（建設大臣）表彰等を授与された者については、顕彰の対象としません。

2. 注意事項

- 候補者の選定に当たっては、技能労働者を対象として貴団体独自に実施する優秀施工者表彰制度により表彰を受けた者の中から選定する等、貴団体で独自に策定した選考基準に基づく審査や審査委員会による審査などにより、十分な審査を行っていただかようお願いします。
- ⑨ 本顕彰の趣旨を踏まえ、建設キャリアアップシステムに登録されている技能労働者を積極的に推薦いただくことが望ましいと考えております、選定に当たりましては、ご配慮いただきますようお願いいたします。
- 本制度の一層の周知を図る観点から、単一の年度においては、同一企業からの候補者は1名を基本とします。
- これまでに団体役員（全国レベル）の経験がある者、現在団体役員（全国レベル）である者についても、推薦は差し控えてください。
- 候補者が他の推薦団体の候補者となっていないか確認をお願いします。

3. 提出方法

電子データ（PDF及びexcelファイル）によりご提出ください。

4. 提出期限 令和6年8月8日（金）までにご提出ください。（締切厳守）

5. 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は、被顕彰者の審査及び顕彰以外の目的には使用しません。ただし、被顕彰者につきましては、顕彰のため原則として、氏名、性別、年齢、居住地（都道府県名・市区町村名）、職種、所属会社名及び所属会社の本社所在地（都道府県名・市区町村名）を報道発表及び国土交通省HPで公表いたします。

また、建設マスターの活躍の場がさらに広がっていくことを期待して、上記の情報の一部に加えて顔写真、技能功績の概要は、行政等の広報誌、ホームページ等への掲載、業界紙への提供等をする場合があります。つきましては、推薦団体におかれましてはあらかじめ候補者にその旨の同意を得てください。

能力評価基準【配管】



CCUS職種コード	3 6 配管工 - 0 1 配管工、0 2 配管工（給排水・衛生）、0 3 配管工（冷暖房）、0 4 配管工（ガス）、0 5 配管工（プラント）、0 6 ボイラー設置工、0 7 ポンプ設置工、0 8 淨化設備工、0 9 計装工（給排水衛生設備）、1 0 水道施設工、1 1 消防施設工、1 2 ガス器具取付工、1 3 冷凍空調設備工、1 4 計装工（計装配管）、1 5 計装工（監視制御・計装システム）		
	全国管工事業協同組合連合会 (一社)日本配管工事業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会		
能力評価実施団体	呼 称		
レベル4	就業日数 保有資格 職長経験	10年 (2150日) ◇登録配管基幹技能者[00015] ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）[91025] ◇給水装置工事主任技術者[31011] ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと 職長としての就業日数が3年 (645日)	
レベル3	就業日数 保有資格 職長・班長経験	7年 (1505日) ◇1級配管技能士[11501,11511] ◇1級又は2級管工事施工管理者又は排水設備主任技術者[30013,30014] ◇排水設備工事責任技術者[31013] ◇配水管工技能者[31075] ●職長・安全衛生責任者教育【必須】[60001,60011] ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと 職長または班長としての就業日数が1年 (215日)	
レベル2	就業日数 保有資格	3年 (645日) ◇2級配管技能士[11502] ◇高所作業車運転特別教育[50020] 又は 高所作業車運転技能講習[40039] ◇給水装置工事配管技能者[31012] ◇地山の掘削及び土止め支保工作業主任者（旧資格も含む）[40005 (40006,40007)] ◇石綿作業主任者[40027]	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

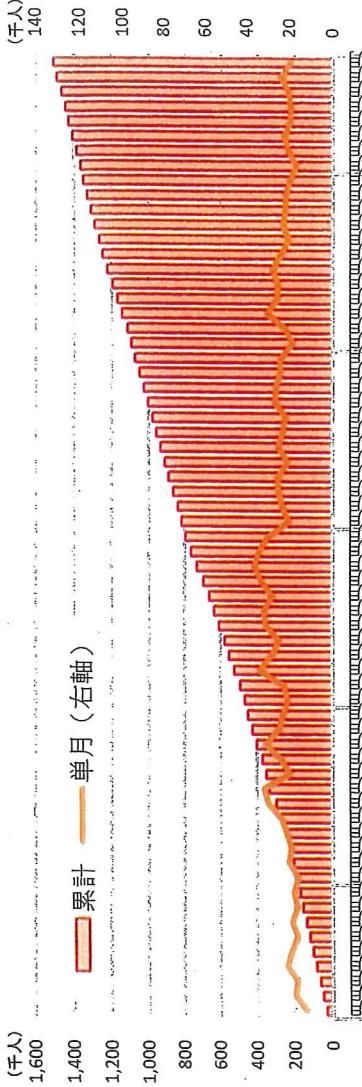
※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 [] は、ccus職種コードを示している。
 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。 ※ レベル3の1級配管技能士も保有しているものとして取り扱う。

建設キャリアアッセムの利用状況(2024年8月末)

国土交通省



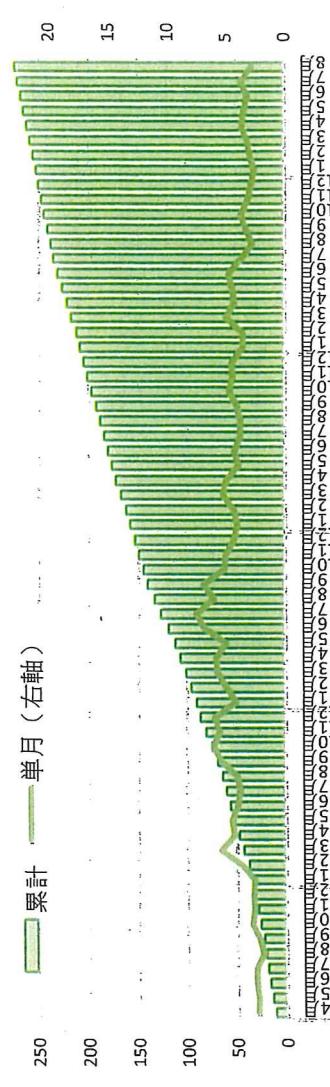
技能者の登録数



150.6万が登録

※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人

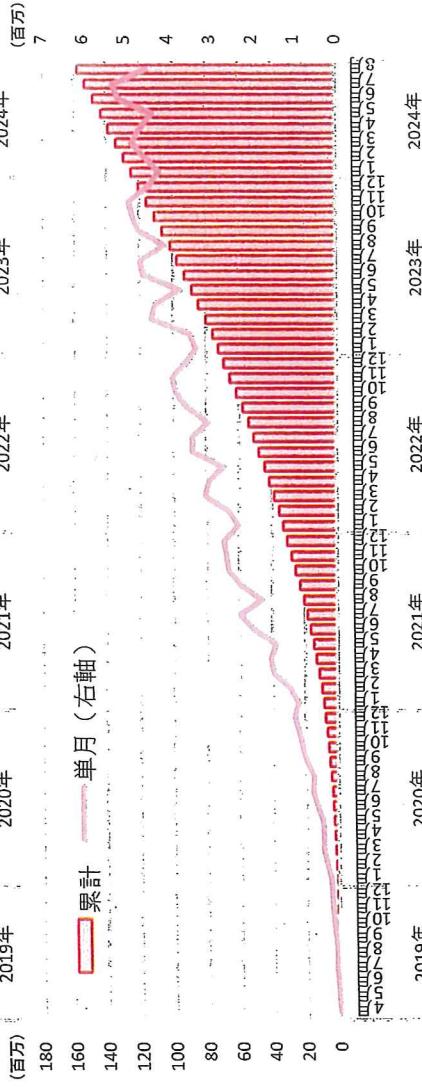
事業者の登録数



27.4万社が登録

※うち一人親方は9.3万社

就業履歴数



現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 15,000万突破

出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

職種別技能者のCCUS登録状況(2024年8月末)

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	技能者数	建設技能者*
土木從事者	356,920	
電気工事從事者	265,200	
配管從事者	120,990	
太工	101,850	
とび職	78,900	
塗装・看板制作從事者	59,630	
建設・さく井機械運転從事者	58,980	
自動車運転從事者	30,220	
型枠大工	28,300	
左官	25,370	
鉄筋作業從事者	19,720	
機械組立從事者	14,890	
クレーン・ワインチ運転從事者	13,370	
運搬從事者	12,060	
清掃從事者	11,850	
柵木職、造園師	11,090	
鉄道線路工事從事者	9,950	
プロック積・タイル張從事者	9,880	
屋根ふき從事者	6,820	
その他の中間・建設機械運転從事者	6,460	
警備員	1,420	
量職	240	
建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。		
出典：建設業振興基金（2024年8月末技能者登録数）		
令和2(2020)年度国勢調査より		

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数	CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
01 特殊作業員	76,701	28 漆喰工	2,182
02 普通作業員	187,760	29 漆喰工	135
03 車両作業員	5,811	30 漆喰送氣員	442
04 造園工	12,728	31 山林砂防工	44
05 法面工	7,728	32 軌道工	4,027
06 とび工	140,306	33 型わく工	66,281
07 石工	3,632	34 大工	22,064
08 ブロック工	1,687	35 左官	24,747
09 電工	129,895	36 配管工	79,785
10 鉄筋工	49,368	37 はり工	7,354
11 鋼骨工	15,566	38 防水工	30,888
12 塗装工	34,326	39 板金工	21,246
13 溶接工	17,171	40 タイル工	6,127
14 運転手（特殊）	58,972	41 サッシ工	5,367
15 運転手（一般）	18,432	42 屋根ふき工	2,494
16 清かん工	425	43 内装工	69,831
17 清かん工世話役	61	44 ガラス工	5,731
18 さく岩工	90	45 建具工	13,396
19 トンネル特殊工	3,282	46 ダクト工	14,475
20 トンネル作業員	4,910	47 保溫工	15,646
21 トンネル世話役	766	48 建築プロック工	5,755
22 橋りょう特殊工	4,101	49 設備機械工	23,203
23 橋りょう塗装工	1,390	50 交通誘導警備員A	1,336
24 橋りょう世話役	1,967	51 交通誘導警備員B	2,459
25 土木一般世話役	27,729	52～その他計	271,741
26 高級船員	1,571	技能者総数	1,505,638
27 普通船員	2,507		

*赤字は上位10職種

2024年2月29日現在		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	総計
レベル別技能者数		1,291,359	20,015	19,909	51,593	1,382,876
		93.4%	1.4%	1.4%	3.7%	100.0%

分野別／レベル別判定件数

番号	分野	判定合計 (延べ)				判定数合計 (延べ)
		レベル2	レベル3	レベル4	総計	
001	電気工事	1,451	3,546	5,275	10,272	外壁仕上
002	橋梁	95	72	639	806	ダクト
003	造園	258	320	891	1,469	保温保冷
004	コンクリート工事	419	407	656	1,482	グラウト
005	防水	637	852	1,275	2,764	冷凍空調
006	トンネル	125	78	497	700	運動施設
007	建設塗装	700	634	1,822	3,156	基礎工
008	左官	355	399	1,415	2,169	タイル張り
009	機械土工	2,515	772	6,924	10,211	標識・路面標示
010	海上起重	258	80	787	1,125	消防設備
011	プレストレスト・コンクリート工事	227	269	877	1,373	建築大工
012	鉄筋	1,989	1,850	3,469	7,308	硝子工事
013	圧接	110	239	386	735	ALC
014	型枠	1,041	140	3,281	4,762	土工
015	配管	1,036	737	3,060	4,833	ウレタン
016	鳶・土工	1,125	2,295	4,781	8,201	発破・破碎
017	切断穿孔	19	65	380	464	建繕測量技能者
018	内装仕上工事	1,501	1,114	3,207	5,822	解体技能者
019	サッシ・カーテンウォール	332	337	774	1,443	圧入技能者
020	エクステリア	22	46	83	151	さく井技能者
021	建築板金	254	90	743	1,087	合計
					21,425	21,243
						52,380
						95,048

(注) 複数の分野、レベルで判定をされている技能者がいるため、判定件数の総数とレベル別技能者数は合致しない

○事業継承のための試験要件の緩和

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）により、平成11年度から14年度まで実施（合格者延べ42,063名）された2級管工事施工管理技術研修は、平成15年度以降廃止となった。

全管連陳情で実現した本研修は、建設現場の施工管理に充分な能力を有し、現に指導監督的な業務に携わっているものの、試験による資格取得になじまない者に対する資格取得の促進のために実施され、技術研修の修了試験に合格した者は、技術検定の学科試験、実地試験の全部が免除されたが、公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、規制改革の観点から廃止となったのがその理由である。

現在国交省では、技術者的人手不足を背景に新たな資格として、施工管理技士補制度を創設し、技術者不足の解決を図っている。施工管理技士補そのものの検定や試験は無く、1級・2級それぞれの施工管理技術検定のうち第一次検定に合格すると、自動的に施工管理技士補の資格が取得できることとなっている。

因みに藤川会長は、現在、国交省管工事施工管理技術検定委員会委員となっている。

VII-2 2級管工事施工管理技術研修について

VII-2-1 平成11年度 2級管工事施工管理技術研修実施結果について

財団法人 全国建設建設研修センター
平成12年3月

地 区	受講予定者	出席 者	欠 席 者	合 格 者 数	不 合 格	合 格 率
札幌	923	806	117	697	109	86.5%
旭川	279	240	39	194	46	80.8%
仙台	1,826	1,624	202	1,369	255	84.3%
浦和	844	753	91	645	108	85.7%
東京	2,576	2,316	260	2,103	213	90.8%
横浜	602	540	62	479	61	88.7%
新潟	610	553	57	460	93	83.2%
名古屋	1,613	1,456	157	1,309	147	89.9%
大阪	2,700	2,406	294	2,122	284	88.2%
神戸	794	691	103	571	120	82.6%
広島	825	753	72	674	79	89.5%
高松	1,074	943	131	803	140	85.2%
福岡	1,883	1,682	201	1,452	230	86.3%
熊本	1,567	1,404	163	1,224	180	87.2%
那覇	1,029	953	76	781	172	82.0%
合計	19,145	17,120	2,025	14,883	2,237	86.9%

VII-2-2 平成12年度 2級管工事施工管理技術研修の実施について

建設業法に基づく「2級管工事施工管理技術研修」（建設省告示第1823号）を下記のとおり実施いたします。この技術研修を受講し、修了試験に合格した者は、所定の手続きを行うことによって、建設大臣から2級管工事施工管理技士の資格が与えられます。

この2級管工事施工管理技術研修は、建設業法に基づき建設大臣から指定された指定試験機関である財団法人全国建設研修センターが実施しているものです。

1. 受講資格

次に掲げる(1)と(2)の二つの要件を備える者

- (1) 満年齢45才以上の者（平成12年5月31日現在）
- (2) 学歴により、次の実務経験を有する者

学歴区分	実務経験年数
大学卒業後	8年以上
短大・高専卒業後	10年以上
高等学校卒業後	12年以上
その他の者	15年以上

(注) 実務経験年数とは、管工事現場においてその施工管理に従事した経験年数をいいます。

2. 研修日程及び研修開催地

(1) 研修日程

8月下旬から逐次実施

(2) 研修開催地

札幌・旭川・仙台・浦和・東京・横浜・新潟・名古屋・大阪・神戸・広島・高松・福岡・熊本・那覇の15地区

3. 研修期間及び教科目

(1) 研修期間 4日間

(2) 教科目

日程	教 科 目	
第1日	一般基礎・建築工事・衛生設備 (9:00~16:00)	
第2日	空気調和設備・機器及び材料 (9:00~16:00)	
第3日	施工管理・電気工事 (9:00~16:00)	
第4日	法規 (9:00~14:40)	修了試験 (15:00~17:00)

※時間割は都合により変更することがあります。

4. 申込書類

- ① 受験申請書類
- ② 受講申込書
- ③ 写真
- ④ 住民票（本籍記載のもの）
- ⑤ その他必要な添付書類（詳細は「受講の手引」を参照）

5. 受講料

50,000円（テキスト代・消費税を含む。）

6. 申込書提出先と問合せ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル

財団法人 全国建設研修センター管工事研修課 TEL 03(3581)0139(代)

※申込書提出は、必ず本人が作成し、簡易書留で郵送して下さい。

7. 申込受付期間

平成12年5月10日（水）～5月24日（水）

申込は簡易書留郵便に限ります。締切日の消印のあるものまで有効です。ただし、料金別納、料金後納郵便は締切日までに到着したものに限り受け付けます。

管工事施工管理技術検定委員会委員名簿

川瀬 貴晴	かわせ たかはる	千葉大学 名誉教授
坂本 雄三	さかもと ゆうぞう	東京大学 名誉教授
小瀬 博之	こせ ひろゆき	東洋大学 総合情報学部 教授
藤川 幸造	とうがわ こうぞう	全国管工事業協同組合連合会 会長
米沢 寛	よねざわ ひろし	全日本電気工事業工業組合連合会 会長
津田 端孝	つだ まさたか	一般社団法人 日本空調衛生工事業協会 副会長
菊地 繁	きくち しげる	一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会 副会長
本荘谷 勇一	ほんじょうや ゆういち	公益社団法人 日本水道協会 工務部長
増岡 宗一郎	ますおか そういちろう	厚生労働省 人材開発統括官付参事官室(能力評価担当) 主任職業能力検定官
池口 正晃	いけぐち まさあき	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課長
筒井 誠二	つつい せいじ	国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課長
吉澤 正宏	よしざわ まさひろ	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道事業課長
村上 幸司	むらかみ こうじ	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 設備・環境課長

4. 水道整備・管理行政の移管について



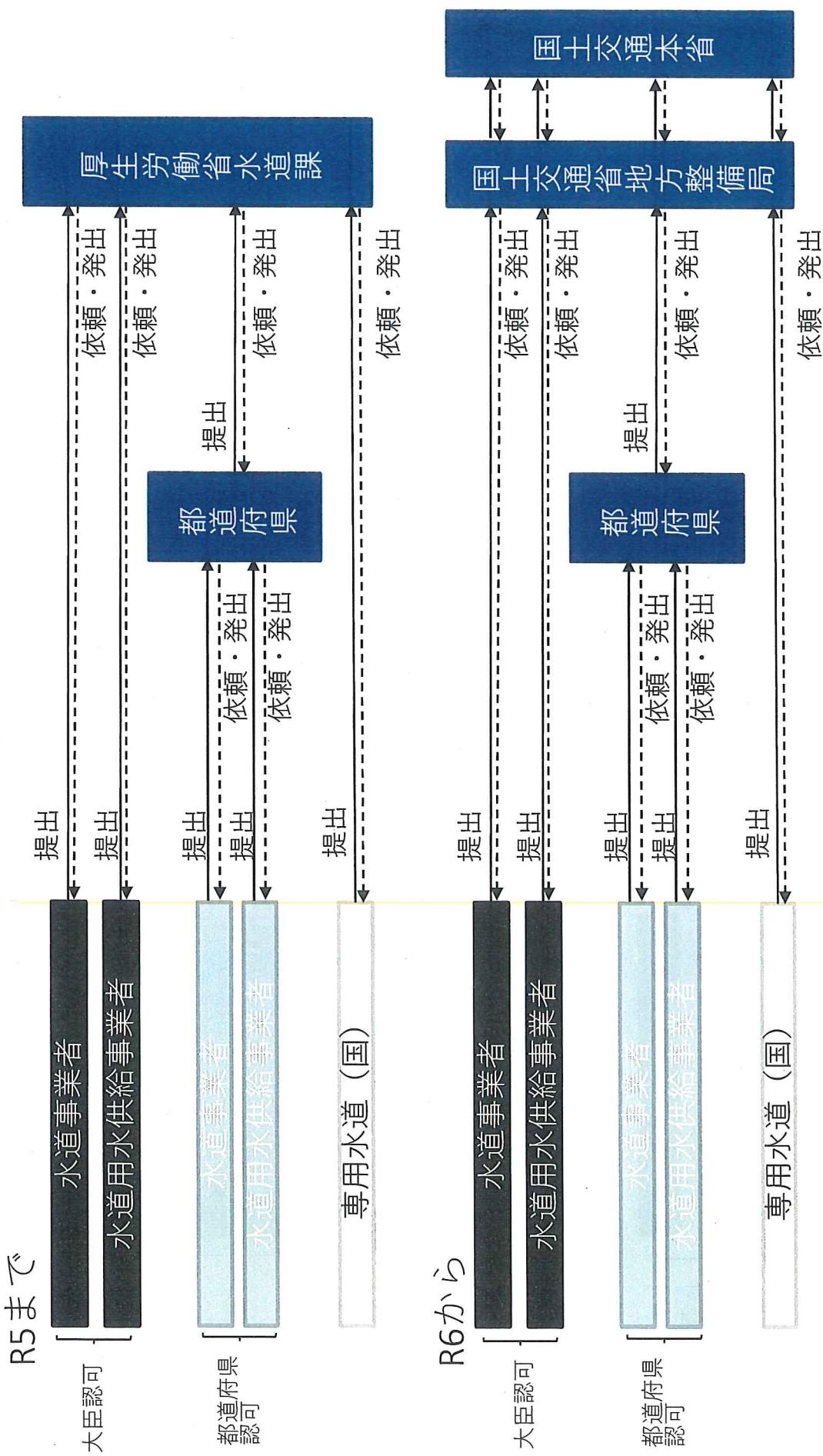
移管後における水道整備・管理行政事務の役割分担

全国水道主管課長会議(上下水道審議官G R6.4.22)

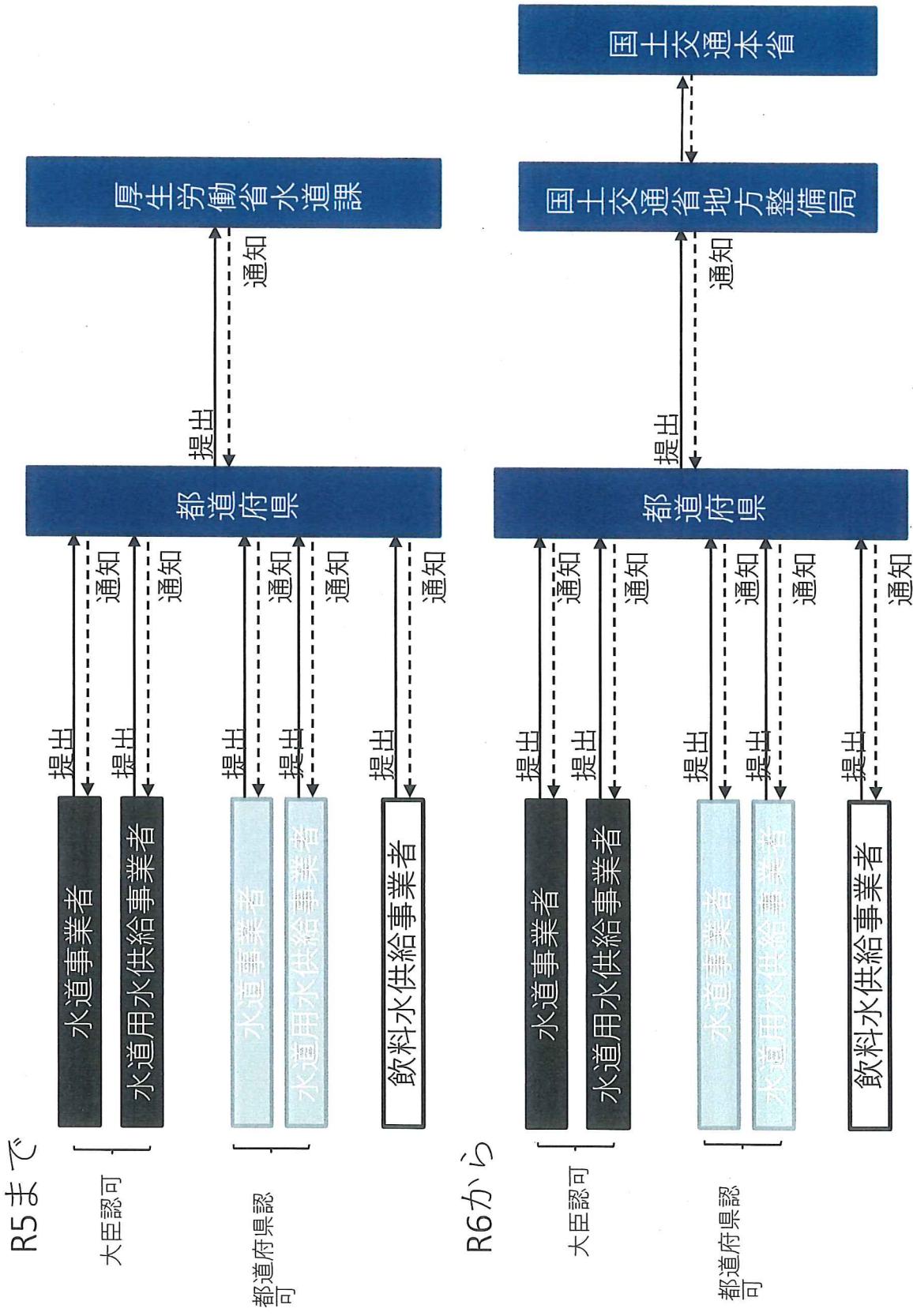
水道事務の役割分担		
国土交通省		
予算	概算要求、予算案作成、配分、交付決定、会計検査対応等	要求内容とりまとめ・精査、交付審査、完了検査等
認可、立入検査	事業認可 ・水道事業者等への立入検査・指導・監督	事業認可等の提出窓口 ・事業認可等の提出窓口
計画の届出等	—	・給水開始前の届出受理・内容確認 ・業務委託の届出受理・内容確認
事故・災害対応	下審査 ・災害、水質事故対応等における調整 ・災害復旧に係る助言等	・水道料金変更の届出受理・内容確認 ・経営力向上計画の受付、認定 ・省エネ法、温対法にもとづく報告受理 ・被害情報収集、TEC-FORCE派遣、自治体支援等
業者等への指導	給水装置工事主任技術者試験の実施、技術者の登録 ・指定試験機関の登録・指導	—
経済安全保障	審査	—
その他全般	企画立案、重要課題への対応	・水道事業者、都道府県との連絡調整 ・水道事業者とのコミュニケーションを通じた水道整備・管理行政に関する実態把握、意見交換、助言等

1. 水道整備・管理行政の移管

通知発出、アンケート調査業務等の対応フロー

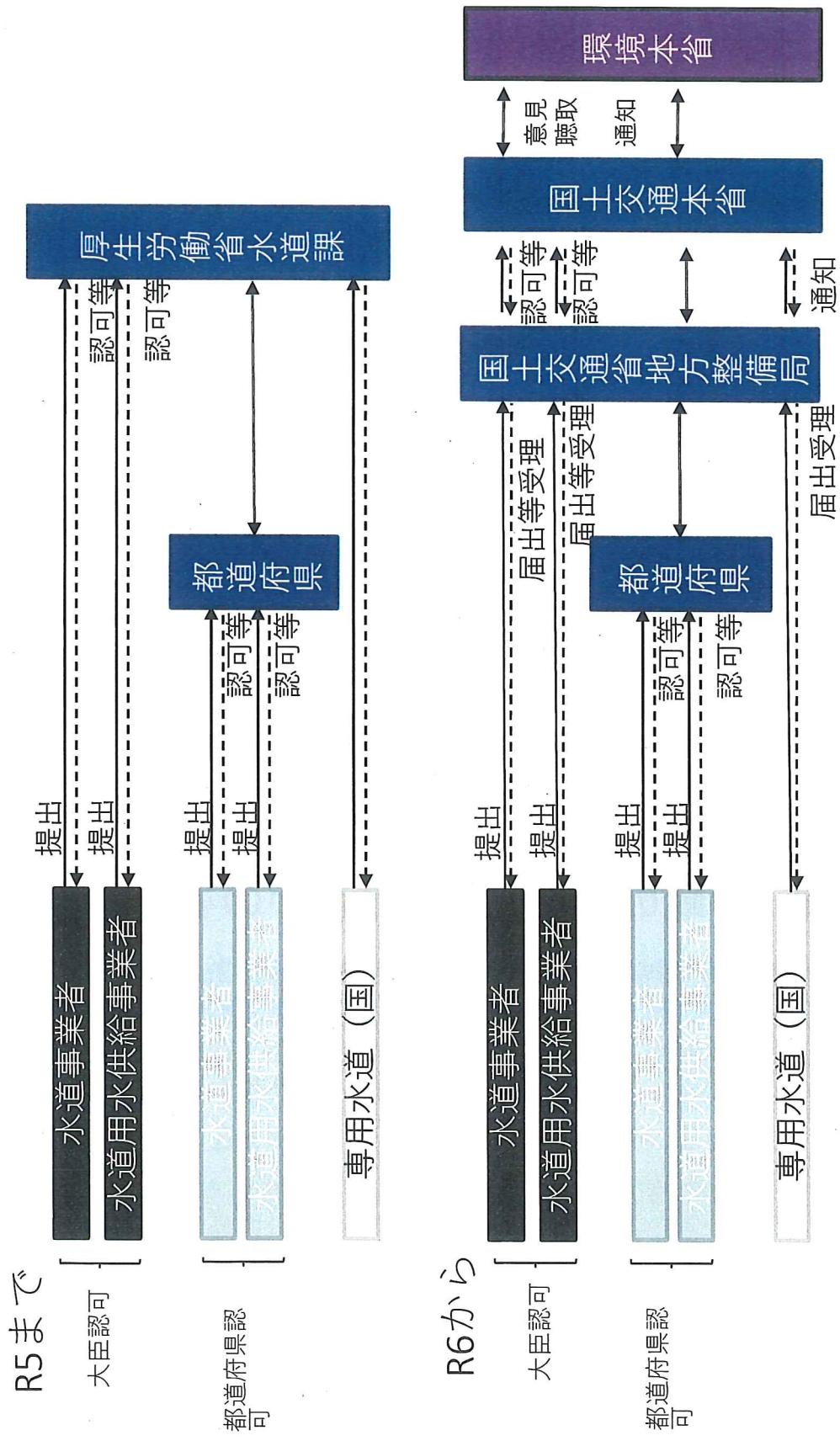


1. 水道整備・管理行政の移管 予算業務の対応フロー



1. 水道整備・管理行政の移管

認可、届出業務等のフロー



管工事業界の未来像に 関する私見

令和6年8月23日

公益財団法人 給水工事技術振興財団
石飛博之

水道行政の移管に関する展望①

▶ 事業・行政の流儀・文化の違いの相互理解

	水 道	下 水 道
機能	飲料水、生活・業務用水の供給	生活環境保全のための汚水処理、雨水排除
送水方式	有圧、ポンプアップが基本	大気圧、自然流下が基本
事業運営	市町村原則+広域連携 公営企業的(事業部局)	流域:都道府県+公共:市町村 公共事業的(行政部局)
行政	地方公共団体(事業体)主導で国 が支援。ボトムアップ方式	国が主導 トップダウン方式
経費の負担	受益者負担が原則	雨水公費・汚水私費が原則
財政支援	付加的	主導的
競合施設・設備	地下水専用水道、ボトルウォーター・ウォーターサーバー	農業集落排水、浄化槽

水道行政の移管に関する展望②

➤ 関係機関

水道

下水道

国立保健医療科学院
(国立環境研究所)

日本水道協会

全国簡易水道協議会、都道府県協会

水道技術研究センター
給水工事技術振興財団

日本水道工業団体連合会、全国上下水道コンサルタント協会

水團連傘下の水道業界団体

全国管工事業協同組合連合会

自治体の上下水道部局の統合

国土技術政策総合研究所
土木研究所

日本下水道協会
日本下水道事業団

日本下水道新技術機構
他の研究所、公益法人

3

水道行政の移管に関する展望③

➤ 関係機関の事業

1. 資格制度(法定・非法定、試験、検定、講習…)

水道

下水道

1・2級土木施工管理技士

1・2級管工事施工管理技士

1・2・3級配管技能士

第1・2・3種下水道技術検定

水道管路施工管理技士1・2・3級

下水道管理技術認定試験

水道浄水施設管理技士1・2・3級

下水道管路管理技士

給水装置工事主任技術者

下水道管路管理総合技士

給水装置工事配管技能者

下水道管路管理主任技士

下水道管路管理専門技士

2. 国内規格制定、国際規格への関与

3. 資機材、設備・施設の検査事業

4. 資機材・設備の展示会、講習会

5. 研究開発

給水装置工事主任技術者と排水設備工事責任技術者 (厚生労働省作成)

➤下水道分野の排水設備工事責任技術者は地方公共団体の条例により概ね5年ごとの更新講習の受講が義務づけられている例が多い。

資格名	給水装置工事主任技術者	排水設備工事責任技術者
根拠	水道法第25条の4	標準下水道条例第6条の4
試験実施機関	指定試験機関(公益財団法人給水工事技術振興財団)	都道府県の下水道公社等(下水道管理者との協定等による)
主な職務	・給水装置工事に関する技術上の管理 ・従事する者の技術上の指導監督 ・給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合していることの確認 など	・排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理 ・従事者の指導監督及び排水設備の構造等に関する法令の規定に適合していることの確認 ・検査の立ち会い
有効期間	規定なし	条例により概ね5年
講習・研修	通知により指定事業者に対し、研修の受講機会の確保を要請している	条例により更新講習が義務づけられている例が多い

5

水道行政の移管に関する展望④

➤ 上下水道共通の事業基盤強化策

① 一層の広域連携(広域流域上水道・広域流域下水道) + 官民連携 + 民民連携。ウォーターPPP

水道事業経営の市町村原則から広域化原則へ

② 人材確保・育成

③ DX

➤ 大規模災害時の連携

国交省は、能登半島地震を踏まえ「上下水道地震対策検討委員会」を設置して検討

- ✓ 迅速な情報連絡体制(上水 ⇄ 下水、国・整備局 ⇄ 自治体)
- ✓ 効果的・効率的な応援活動による早期復旧
- ✓ 合同防災訓練
- ✓ 資機材広域共同備蓄

耐震性非常用貯水槽

高知市上下水道局では、地震などの災害に備えるため、市内各所に非常用貯水槽の設置を進めています。

重要なお知らせ

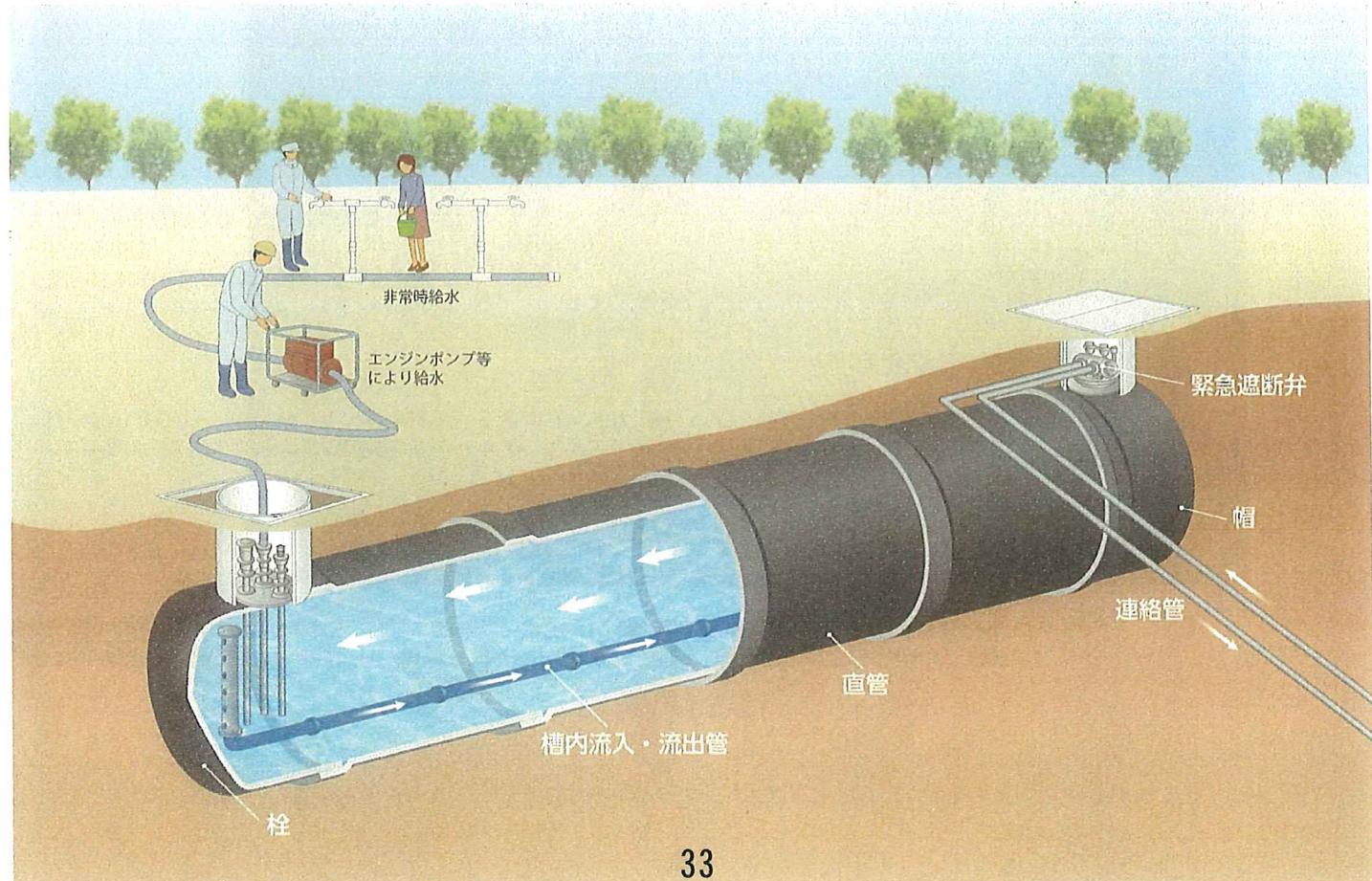
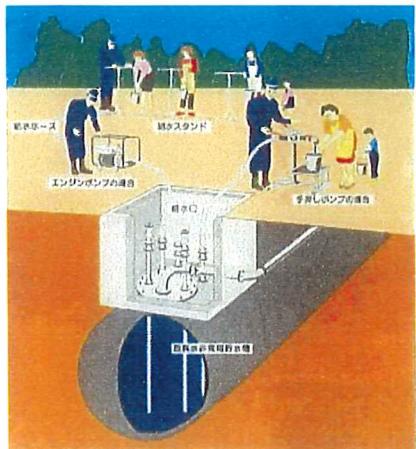
高知市シェアサイクル
A.L.

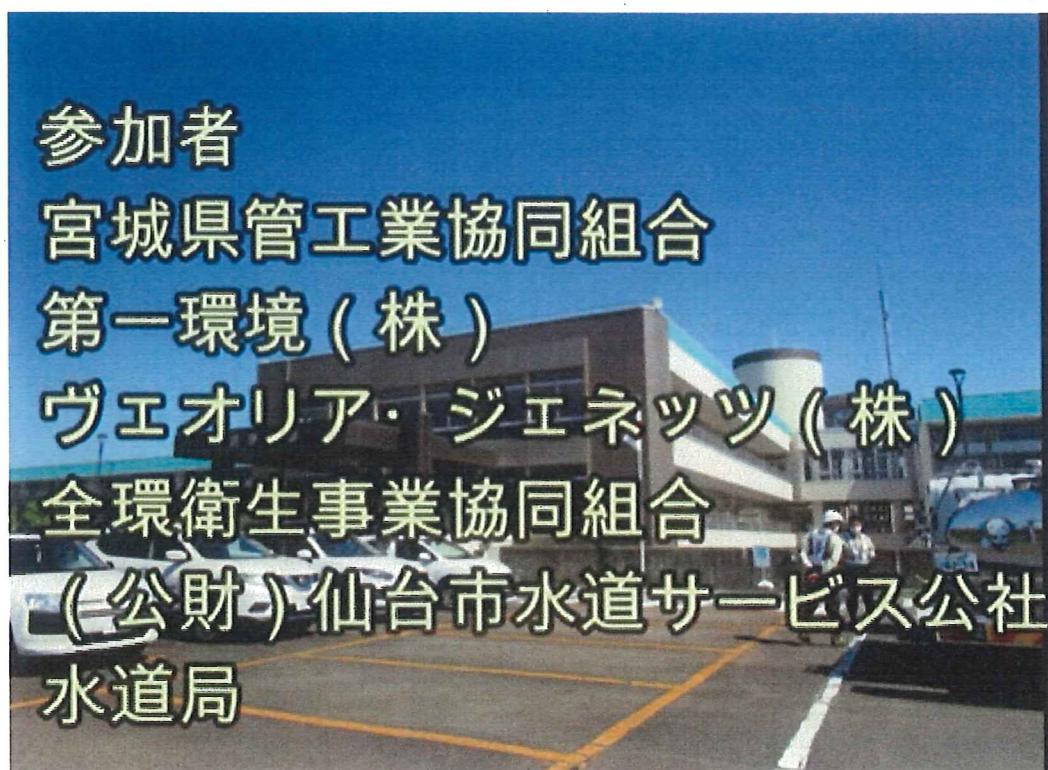
【注意】介護保険料の
った電話にご注意ください

耐震性非常用貯水槽は、1か所あたり約60立方メートルの非常用飲料水を確保するもので、6千人の3日間（1人1日3リットルで計算）の飲料水をまかなうもので、総合計画に基づき市内25か所への設置を目指しています。

耐震性非常用貯水槽は、水道管路の途中に大きなタンクを設置したような構造で、内部の水が常に緩やかに流れ、いつも新鮮な水質が保たれるようになっています。

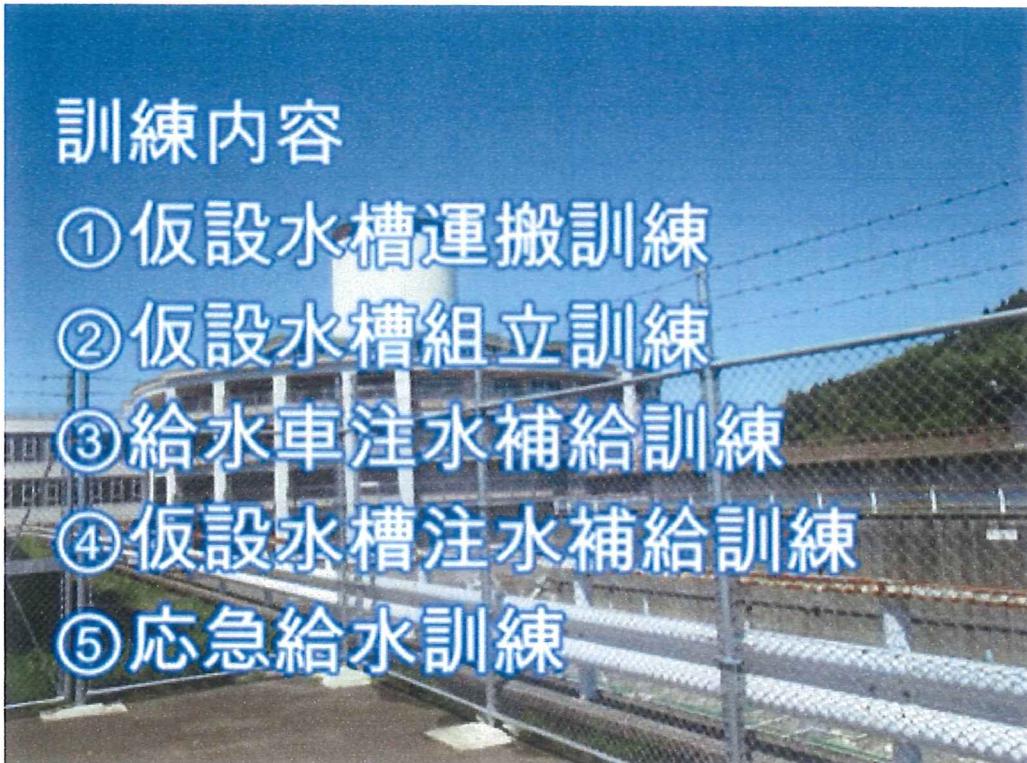
万一、大規模な災害により水道管路が寸断され水道水の供給が途絶えた場合、貯水槽上部に設置された給水口金にホースを取り付け、ポンプでタンクの内部の水道水を供給する仕組みになっています。





訓練內容

- ① 仮設水槽運搬訓練
- ② 仮設水槽組立訓練
- ③ 給水車注水補給訓練
- ④ 仮設水槽注水補給訓練
- ⑤ 応急給水訓練



1-4-7 量水器取付け(ねじ込み接合)歩掛表

第6表

(1箇所当り)

呼び径 (mm)	労務費			諸雑費
	特殊作業員	配管工	普通作業員	
13	(0.10)	0.13	0.07	労務費の 1%
20		0.15	0.08	
25		0.19	0.11	
30		0.24	0.14	
40		0.28	0.17	
50		0.30	0.20	

- 備考 1. 本表は、メータ据付け、接続(ネジ)、量水器筐取付けを含む。
 2. 遠隔式、電磁流量計、ベンチュリー式タービンメータ、コンパウンド型及び副管付き等特殊メータについて()の特殊作業員をあわせて計上する。
 3. 遠隔式及び電磁流量計等の指示計、記録計、積算計等の据付調整作業は、別途計上する。
 4. 筐のみの取付け歩掛は、配管工は0.02人、普通作業員は本表の普通作業員×50%とする。
 なお、小数第3位を四捨五入する。
 5. 量水器のみの取付け歩掛は、本表の歩掛から上記4で算出した筐のみの取付け歩掛を差し引いたものとする。
 6. 諸雑費には、接合器具損料を含む。

1-4-8 量水器取付け(フランジ接合)歩掛表

第7表

(1箇所当り)

呼び径 (mm)	労務費			適用
	特殊作業員	配管工	普通作業員	
50	(0.10)	0.05	0.19	
75		0.07	0.23	

- 備考 1. 本表は、メータ据付けに適用する。
 2. 本表にはフランジ接合が含まれていないため、「第1編第2章第3節2-3-5フランジ継手歩掛表」を参照し、1箇所当り2口計上すること。
 3. 本表は、縦型軸流羽根車式水道メータ、電磁式水道メータに適用する。
 4. 遠隔式、電磁流量計については()の特殊作業員をあわせて計上する。
 5. 遠隔式、電磁流量計の指示計、記録計、積算計等の据付調整作業は、別途計上する。
 6. 量水器筐の取付けについては、別途計上する。

1-4-9 その他

鋼管、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管の布設工については別途歩掛表を参照。

令和 6 年 3 月 22 日

【照会先】

健康・生活衛生局水道課

課長 名倉 良雄

課長補佐 中井 隆 (内線 4023)

技術係 深瀬 閑太郎 (内線 4009)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2368

報道関係者 各位

水道事業における耐震化の状況（令和 4 年度）

令和 4 年度末時点における水道施設の耐震化の状況は、基幹的な水道管のうち耐震性のある管路の割合が 42.3%、浄水施設の耐震化率が 43.4%、配水池の耐震化率が 63.5%となっており、依然として低い状況にあります。

厚生労働省では、引き続き、水道事業者等に対し技術的、財政的支援を行い、耐震化率等の向上を図ります。

I 調査結果の概要

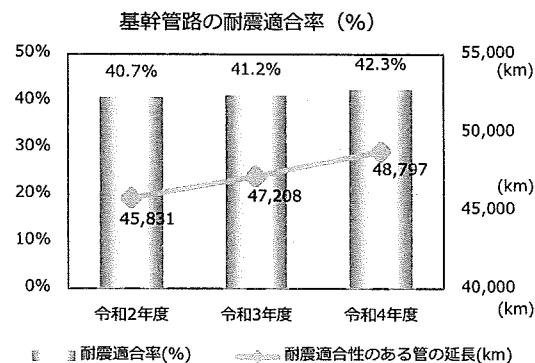
厚生労働省では、水道事業における耐震化の推進施策の一環として、平成 20 年度から、全国の水道管や浄水施設など水道施設（*<補足説明 1>* 参照）の耐震化状況を調査しています。

令和 4 年度末時点の調査結果がまとまりましたので、公表します。

① 基幹管路の耐震化状況（*<補足説明 2>* 参照）

導水管や送水管など、「基幹管路」と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均 42.3%となり、昨年度（41.2%）から 1.1 ポイント上昇しました。都道府県別（P5 *<別紙 1>1-1* 参照）及び水道事業主体別（自治体、一部事務組合など）（P6～17 *<別紙 1>1-2、1-3* 参照）に見た場合、進み具合に大きな開きがある状況となっています。

基幹管路の耐震適合率			
	基幹管路の総延長 A(km)	耐震適合性のある管の延長 B(km)	耐震適合率 B/A(%)
令和2年度	112,505	45,831	40.7
令和3年度	114,461	47,208	41.2
令和4年度	115,249	48,797	42.3



② 浄水施設の耐震化状況

浄水施設の耐震化率は43.4%で、昨年度(39.2%)から4.2ポイント上昇しました。着水井から浄水池までの処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いいため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況となっています(P18~19<別紙2>参照)。

浄水施設の耐震化率

	全净水施設能力 A(千m ³ /日)	耐震化 净水施設能力 B(千m ³ /日)	耐震化率 B/A(%)
令和2年度	68,579	26,030	38.0
令和3年度	68,359	26,818	39.2
令和4年度	68,129	29,572	43.4

《参考》浄水施設の主要構造物耐震化率(<補足説明3>参照)

	全净水施設能力 A(千m ³ /日)	耐震化 净水施設能力 B(千m ³ /日)	耐震化率 B/A(%)
令和2年度	57,622	30,205	52.4
令和3年度	57,425	31,627	55.1
令和4年度	57,179	32,536	56.9

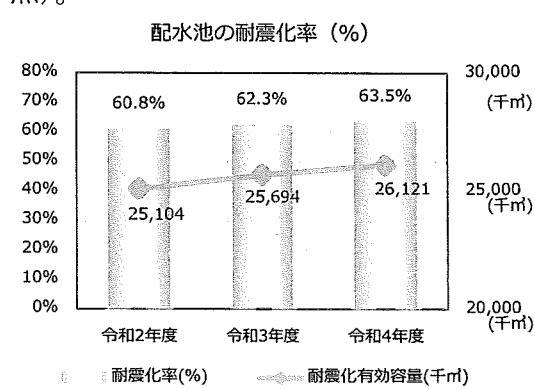
※净水施設能力には消毒のみ施設を除く

③ 配水池の耐震化状況

配水池の耐震化率は63.5%で、昨年度(62.3%)から1.2ポイント上昇しました。浄水施設に比べ耐震化が進んでいるのは、構造上、個々の配水池毎に改修が行いやすいためと考えられます(P20<別紙3>参照)。

配水池の耐震化率

	全有効容量 A(千m ³)	耐震化 有効容量 B(千m ³)	耐震化率 B/A(%)
令和2年度	41,267	25,104	60.8
令和3年度	41,236	25,694	62.3
令和4年度	41,161	26,121	63.5



II 今後の取組

国では、南海トラフ地震や首都直下地震など、発生が想定される大規模自然災害に対して強靭な国づくりに関する取組として、国土強靭化基本計画及び国土強靭化年次計画 2022 を策定し、水道においては基幹管路の耐震適合率を 2028 年度末までに 60% 以上に引き上げる目標を掲げています。

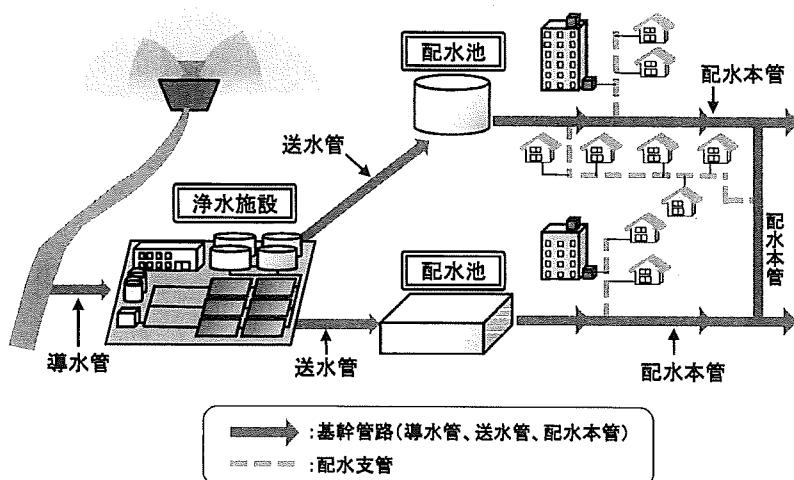
さらに、大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化等を踏まえ、令和 2 年 12 月 11 日に閣議決定された、防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策を推進しているところです。同加速化対策では、基幹管路において 2025 年度末の耐震適合率を 54%、浄水場・配水場において 2025 年度末の耐震化率をそれぞれ 41%、70% に引き上げることとしています。

厚生労働省としては、水道事業者における耐震化の取組を支援するため、財政支援の拡充や「水道の耐震化計画等策定指針」の提供等の技術的支援に取り組んでいます。また、水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）において、水道事業者による施設の計画的な更新の実施に関する規定等が創設されており、改正水道法の運用を適切に行うとともに、水道事業における耐震化が更に進むよう今後も引き続き取り組んでまいります。

<参考> 水道耐震化への技術的支援内容

- ・「水道の耐震化計画等策定指針」(H27. 6 厚生労働省)
- ・「管路の耐震化に関する検討報告書」(H26. 6 厚生労働省)
- ・「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」
(H21. 7 厚生労働省)
- ・「アセットマネジメント「簡易支援ツール」」(R2. 3 厚生労働省)
- ・「水道施設耐震工法指針・解説 2022」(日本水道協会) ほか

<補足説明1> 一般的な水道施設の説明



注) 水道事業の中には、水道用水供給事業から全量を受水して基幹管路を持たない事業もある。

<補足説明2> 基幹管路における耐震管及び耐震適合性のある管について

管路の場合、管自体の耐震性能に加えて、その管が布設された地盤の性状（例えば軟弱地盤、液状化しやすい埋立地など）によって、その耐震性が大きく左右される。

耐震管とは、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のこと。それに対して、耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管等があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性のある管」と呼んでいる。

<補足説明3> 净水施設の主要構造物耐震化率について

震災時においても安定的に浄水処理を行うためには、着水井から浄水池までの浄水施設の系統全てにおいて耐震基準を満たす必要があるが、その整備には相当の期間を要する。そのため、本指標は、浄水施設の耐震化対策の取組み及びその進捗状況を表すものとして、浄水場の主要構造物である、沈殿池及びろ過池に対して耐震対策が施されている割合を示す指標である。

(沈殿・ろ過を有する施設の耐震化浄水施設能力+ろ過のみ施設の耐震化浄水施設能力) / 全浄水施設能力 × 100

＜別紙1＞基幹管路の耐震化状況(令和4年度末)

1-1 都道府県別一覧表 ※1

都道府県名	令和4年度					(参考)令和3年度		耐震適合率 の増減 ※2 (R4-R3)			
	基幹管路 総延長	耐震適合性の ある管の延長									
		耐震管 の延長									
	(m)	(m)	(m)	(%)	(%)	(%)	(%)				
	(A)	(B)	(C)	(B/A=①)	(C/A)	(②)		①-②			
北海道	5,529,377	2,520,962	1,491,742	45.6%	27.0%	45.6%	27.7%	0.0%			
青森県	2,225,548	1,037,569	858,827	46.6%	38.6%	46.5%	38.0%	0.2%			
岩手県	2,762,683	1,500,053	692,970	54.3%	25.1%	38.6%	24.1%	15.7%			
宮城県	2,565,871	1,255,306	948,374	48.9%	37.0%	48.1%	36.2%	0.8%			
秋田県	2,993,400	789,688	629,161	26.4%	21.0%	26.1%	20.2%	0.3%			
山形県	1,907,800	846,014	647,308	44.4%	33.9%	43.6%	33.3%	0.8%			
福島県	1,595,116	946,493	377,257	59.3%	23.7%	59.0%	23.2%	0.4%			
茨城県	1,974,936	906,750	496,913	45.9%	25.2%	45.3%	24.3%	0.6%			
栃木県	1,518,325	605,232	189,779	39.9%	12.5%	39.4%	12.1%	0.5%			
群馬県	2,075,924	886,829	250,044	42.7%	12.0%	42.3%	11.6%	0.5%			
埼玉県	3,536,281	1,756,674	1,216,412	49.7%	34.4%	49.1%	33.7%	0.5%			
千葉県	2,339,960	1,458,444	732,230	62.3%	31.3%	60.3%	31.0%	2.0%			
東京都	3,610,327	2,411,060	1,649,361	66.8%	45.7%	66.0%	44.7%	0.8%			
神奈川県	2,838,101	2,088,499	1,649,796	73.6%	58.1%	73.1%	57.6%	0.5%			
新潟県	3,042,395	1,115,980	811,604	36.7%	26.7%	36.8%	26.5%	-0.1%			
富山県	868,121	377,475	346,276	43.5%	39.9%	42.5%	38.9%	0.9%			
石川県	1,537,855	583,497	503,431	37.9%	32.7%	36.8%	31.6%	1.2%			
福井県	1,188,249	524,776	228,683	44.2%	19.3%	44.2%	18.4%	-0.1%			
山梨県	1,138,278	501,130	213,948	44.0%	18.8%	36.5%	16.2%	7.6%			
長野県	3,352,302	1,330,431	793,220	39.7%	23.7%	39.0%	22.9%	0.6%			
岐阜県	2,407,931	1,016,755	842,443	42.2%	35.0%	40.1%	32.9%	2.2%			
静岡県	4,089,462	1,830,871	1,313,047	44.8%	32.1%	43.6%	31.1%	1.2%			
愛知県	4,146,399	2,510,611	1,855,501	60.6%	44.8%	59.8%	44.0%	0.7%			
三重県	3,377,158	1,131,216	684,661	33.5%	20.3%	33.1%	19.8%	0.4%			
滋賀県	1,541,917	503,869	389,790	32.7%	25.3%	31.9%	24.5%	0.8%			
京都府	1,492,978	613,666	529,110	41.1%	35.4%	40.5%	34.8%	0.6%			
大阪府	2,816,311	1,437,236	1,128,893	51.0%	40.1%	49.9%	38.9%	1.1%			
兵庫県	5,330,599	2,594,337	1,684,015	48.7%	31.6%	48.1%	31.1%	0.6%			
奈良県	1,517,014	686,374	470,316	45.3%	31.0%	44.4%	30.1%	0.9%			
和歌山县	2,110,338	729,986	541,732	34.6%	25.7%	34.4%	25.3%	0.2%			
鳥取県	686,162	187,419	185,932	27.3%	27.1%	26.6%	26.3%	0.8%			
島根県	2,905,868	870,939	610,204	30.0%	21.0%	29.1%	20.5%	0.9%			
岡山県	4,482,165	1,148,538	761,146	25.6%	17.0%	25.6%	16.8%	0.0%			
広島県	3,152,034	1,122,403	918,993	35.6%	29.2%	35.8%	28.9%	-0.2%			
山口県	980,825	465,225	275,186	47.4%	28.1%	47.2%	27.9%	0.3%			
徳島県	1,264,938	368,099	312,016	29.1%	24.7%	28.4%	24.0%	0.7%			
香川県	1,024,708	387,947	256,104	37.9%	25.0%	37.6%	24.7%	0.3%			
愛媛県	2,014,443	677,412	513,636	33.6%	25.5%	32.9%	24.7%	0.7%			
高知県	1,511,692	374,851	273,469	24.8%	18.1%	23.2%	16.8%	1.6%			
福岡県	4,438,430	1,873,345	934,577	42.2%	21.1%	41.5%	20.2%	0.7%			
佐賀県	1,494,787	431,029	294,795	28.8%	19.7%	27.8%	18.6%	1.1%			
長崎県	2,915,845	973,498	668,487	33.4%	22.9%	32.3%	22.1%	1.1%			
熊本県	2,301,266	730,585	525,453	31.8%	22.8%	31.0%	22.0%	0.7%			
大分県	773,323	291,138	230,919	37.7%	29.9%	37.6%	29.7%	0.0%			
宮崎県	1,648,641	499,057	422,230	30.3%	25.6%	29.5%	24.9%	0.7%			
鹿児島県	4,159,964	1,231,362	619,899	29.6%	14.9%	29.2%	14.3%	0.5%			
沖縄県	2,063,300	666,258	477,013	32.3%	23.1%	30.4%	21.2%	1.9%			
合計	115,249,347	48,796,888	32,446,903	42.3%	28.2%	41.2%	27.4%	1.1%			

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く)及び水道用水供給事業が有している基幹管路の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震適合率が昨年度に比べ減少した主な理由は、地盤等の布設条件を考慮した耐震適合性の判断基準の厳密化、事業統合による管路延長の増加、管路の分類の見直し、集計方法の見直し等による。

<別紙1>基幹管路の耐震化状況(令和4年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	令和4年度				
			基幹管路 総延長 (m) (A)	耐震適合性の ある管の延長 (m) (B)	耐震適合率 (%)		耐震管率 (%) (C/A)
					(m) (C)	(%) (B/A)	
					(%) (C)	(B/A)	
353	山口県	下関市	211,316	90,624	65,229	42.9	30.9
354	山口県	宇部市	71,651	49,303	23,801	68.8	33.2
355	山口県	山口市	72,075	43,275	29,354	60.0	40.7
356	山口県	周南市	39,940	31,695	16,554	79.4	41.4
357	山口県	防府市	43,336	17,659	16,923	40.7	39.1
358	山口県	下松市	13,459	10,770	2,956	80.0	22.0
359	山口県	岩国市	78,078	30,554	30,554	39.1	39.1
360	山口県	山陽小野田市	41,027	19,873	19,854	48.4	48.4
361	徳島県	徳島市	210,773	107,547	107,546	51.0	51.0
362	徳島県	鳴門市	77,886	27,789	27,789	35.7	35.7
363	香川県	香川県広域水道企業団	1,024,708	387,947	256,104	37.9	25.0
364	愛媛県	宇和島市	241,863	45,416	45,416	18.8	18.8
365	愛媛県	松山市	251,379	104,245	80,304	41.5	31.9
366	愛媛県	今治市(今治)	112,045	56,002	47,622	50.0	42.5
367	愛媛県	四国中央市(四国中央)	21,319	14,361	8,507	67.4	39.9
368	愛媛県	西条市	49,982	33,452	19,784	66.9	39.6
369	高知県	高知市	147,601	71,214	62,583	48.2	42.4
370	福岡県	北九州市	631,413	296,411	190,911	46.9	30.2
371	福岡県	福岡市	486,268	277,736	129,662	57.1	26.7
372	福岡県	大牟田市	85,441	35,004	23,271	41.0	27.2
373	福岡県	久留米市	116,806	61,447	41,233	52.6	35.3
374	福岡県	直方市	70,370	52,884	18,557	75.2	26.4
375	福岡県	飯塚市	200,448	30,161	30,085	15.0	15.0
376	福岡県	柳川市	11,645	7,290	7,290	62.6	62.6
377	福岡県	大川市	4,576	14	14	0.3	0.3
378	福岡県	行橋市	154,031	69,974	28,895	45.4	18.8
379	福岡県	中間市	130,263	90,596	29,251	69.5	22.5
380	福岡県	三井水道企業団	24,633	10,872	660	44.1	2.7
381	福岡県	筑紫野市	59,593	3,929	1,095	6.6	1.8
382	福岡県	春日那珂川水道企業団	61,278	22,109	7,438	36.1	12.1
383	福岡県	大野城市	84,227	50,851	11,363	60.4	13.5
384	福岡県	太宰府市	24,519	13,436	12,094	54.8	49.3
385	福岡県	古賀市	22,129	3,043	113	13.8	0.5
386	福岡県	粕屋町	10,778	10,344	1,175	96.0	10.9
387	福岡県	糸島市	161,504	92,586	16,706	57.3	10.3
388	福岡県	宗像地区事務組合	275,616	108,164	62,608	39.2	22.7
389	佐賀県	佐賀市	18,006	8,382	7,848	46.6	43.6
390	佐賀県	唐津市	180,541	71,663	71,663	39.7	39.7
391	佐賀県	伊万里市	156,980	58,549	27,301	37.3	17.4
392	佐賀県	鳥栖市	19,476	9,428	4,488	48.4	23.0
393	佐賀県	佐賀東部水道企業団	192,042	27,490	27,490	14.3	14.3
394	佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	568,636	117,521	51,995	20.7	9.1
395	長崎県	長崎市	389,392	265,337	265,337	68.1	68.1
396	長崎県	佐世保市	275,535	69,099	41,019	25.1	14.9

＜別紙2＞浄水施設の耐震化状況(令和4年度末)

都道府県別一覧表 ※1

都道府県名	令和4年度			(参考)令和3年度			耐震化率 の増減 ※2 (R4-R3)
	全净水施設能力 (m³/日)	耐震化 净水施設能力 (m³/日)	耐震化率 (%)	全净水施設能力 (m³/日)	耐震化 净水施設能力 (m³/日)	耐震化率 (%)	
	(A)	(B)	(B/A=①)	(C)	(D)	(D/C=②)	
北海道	2,290,858	611,277	26.7%	2,431,608	616,184	25.3%	1.3%
青森県	638,852	267,961	41.9%	637,973	267,240	41.9%	0.1%
岩手県	571,116	245,790	43.0%	576,475	241,300	41.9%	1.2%
宮城県	1,233,048	453,002	36.7%	1,235,963	200,327	16.2%	20.5%
秋田県	521,281	187,536	36.0%	521,340	197,544	37.9%	-1.9%
山形県	640,790	143,797	22.4%	640,908	143,784	22.4%	0.0%
福島県	999,680	440,832	44.1%	1,000,180	421,032	42.1%	2.0%
茨城県	1,308,778	289,509	22.1%	1,331,118	272,471	20.5%	1.7%
栃木県	1,020,037	249,880	24.5%	1,017,958	247,060	24.3%	0.2%
群馬県	1,168,121	319,296	27.3%	1,175,985	238,052	20.2%	7.1%
埼玉県	3,751,584	2,186,578	58.3%	3,759,689	734,518	19.5%	38.7%
千葉県	2,661,597	1,128,041	42.4%	2,662,497	1,097,981	41.2%	1.1%
東京都	6,977,350	919,860	13.2%	6,977,350	919,860	13.2%	0.0%
神奈川県	5,455,127	3,997,805	73.3%	5,455,327	3,949,005	72.4%	0.9%
新潟県	1,450,521	296,390	20.4%	1,450,484	296,353	20.4%	0.0%
富山县	535,257	284,578	53.2%	535,257	284,578	53.2%	0.0%
石川県	765,141	582,408	76.1%	779,191	592,408	76.0%	0.1%
福井県	483,057	137,361	28.4%	492,062	136,641	27.8%	0.7%
山梨県	561,934	302,142	53.8%	563,444	302,142	53.6%	0.1%
長野県	1,210,017	372,336	30.8%	1,184,188	344,662	29.1%	1.7%
岐阜県	1,159,064	728,001	62.8%	1,137,748	720,942	63.4%	-0.6%
静岡県	2,297,717	1,165,695	50.7%	2,291,027	1,151,146	50.2%	0.5%
愛知県	3,808,243	2,527,621	66.4%	3,815,071	2,520,292	66.1%	0.3%
三重県	1,311,449	903,116	68.9%	1,313,028	902,786	68.8%	0.1%
滋賀県	762,615	257,615	33.8%	766,610	257,615	33.6%	0.2%
京都府	1,347,494	983,362	73.0%	1,343,387	783,034	58.3%	14.7%
大阪府	5,350,864	1,679,413	31.4%	5,350,864	1,229,413	23.0%	8.4%
兵庫県	3,259,804	1,758,239	53.9%	3,257,064	1,596,939	49.0%	4.9%
奈良県	682,369	465,100	68.2%	681,669	457,400	67.1%	1.1%
和歌山县	620,020	103,383	16.7%	624,320	89,583	14.3%	2.3%
鳥取県	298,680	144,287	48.3%	305,869	140,264	45.9%	2.5%
島根県	373,065	197,171	52.9%	373,065	197,171	52.9%	0.0%
岡山県	1,057,413	333,077	31.5%	1,060,686	333,077	31.4%	0.1%
広島県	1,485,935	640,822	43.1%	1,557,435	712,822	45.8%	-2.6%
山口県	866,857	251,353	29.0%	866,757	226,653	26.2%	2.8%
徳島県	505,625	143,084	28.3%	505,625	143,084	28.3%	0.0%
香川県	562,668	341,112	60.6%	567,458	341,112	60.1%	0.5%
愛媛県	691,988	451,264	65.2%	691,988	451,264	65.2%	0.0%
高知県	426,134	257,561	60.4%	402,531	257,638	64.0%	-3.6%
福岡県	2,528,689	1,440,869	57.0%	2,533,759	1,432,869	56.6%	0.4%
佐賀県	458,617	250,830	54.7%	454,447	246,660	54.3%	0.4%
長崎県	621,068	128,141	20.6%	618,803	122,141	19.7%	0.9%
熊本県	750,587	355,142	47.3%	744,277	353,864	47.5%	-0.2%
大分県	545,435	150,721	27.6%	544,585	150,721	27.7%	-0.0%
宮崎県	529,894	115,810	21.9%	529,825	115,741	21.8%	0.0%
鹿児島県	864,098	138,695	16.1%	876,722	138,775	15.8%	0.2%
沖縄県	718,887	244,392	34.0%	715,859	241,364	33.7%	0.3%
合計	68,129,425	29,572,255	43.4%	68,359,476	26,817,512	39.2%	4.2%

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く)及び水道用水供給事業が有している净水施設の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震化率が昨年度に比べ減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないと判明したこと、

净水施設の新設・廃止による全净水施設能力の変更や集計方法の見直し等による。

【参考】浄水施設の主要構造物の耐震化状況(令和4年度末)

都道府県別一覧表 ※1

都道府県名	令和4年度			(参考)令和3年度			耐震化率の増減 ※2 (R4-R3)
	全净水施設能力 (消毒のみ 施設を除く)	耐震化 净水施設能力 (消毒のみ 施設を除く)	耐震化率	全净水施設能力 (消毒のみ 施設を除く)	耐震化 净水施設能力 (消毒のみ 施設を除く)	耐震化率	
	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(%)	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(%)	
	(A)	(B)	(B/A=①)	(C)	(D)	(D/C=②)	
北海道	2,159,501	682,973	31.6%	2,300,251	687,015	29.9%	1.8%
青森県	470,409	208,676	44.4%	469,527	208,676	44.4%	-0.1%
岩手県	386,243	208,838	54.1%	391,267	203,928	52.1%	1.9%
宮城県	1,209,763	444,612	36.8%	1,212,678	412,737	34.0%	2.7%
秋田県	424,190	155,598	36.7%	424,180	165,606	39.0%	-2.4%
山形県	547,042	164,138	30.0%	547,016	164,125	30.0%	0.0%
福島県	824,510	459,419	55.7%	824,760	449,519	54.5%	1.2%
茨城県	1,255,287	379,944	30.3%	1,274,127	371,985	29.2%	1.1%
栃木県	497,336	164,645	33.1%	497,849	164,645	33.1%	0.0%
群馬県	964,899	335,444	34.8%	972,343	254,170	26.1%	8.6%
埼玉県	3,336,814	2,540,042	76.1%	3,352,658	2,268,186	67.7%	8.5%
千葉県	2,466,764	1,628,299	66.0%	2,459,114	1,628,099	66.2%	-0.2%
東京都	6,878,559	3,845,247	55.9%	6,878,559	3,845,247	55.9%	0.0%
神奈川県	5,249,525	4,195,340	79.9%	5,249,525	4,172,340	79.5%	0.4%
新潟県	1,265,525	502,234	39.7%	1,265,451	502,234	39.7%	-0.0%
富山县	350,415	200,329	57.2%	350,415	200,329	57.2%	0.0%
石川県	558,129	436,208	78.2%	558,129	436,208	78.2%	0.0%
福井県	189,932	83,296	43.9%	187,201	77,774	41.5%	2.3%
山梨県	283,102	196,170	69.3%	281,472	196,170	69.7%	-0.4%
長野県	570,645	231,067	40.5%	568,235	230,827	40.6%	-0.1%
岐阜県	377,210	299,108	79.3%	378,783	299,003	78.9%	0.4%
静岡県	1,071,757	785,505	73.3%	1,073,803	785,405	73.1%	0.1%
愛知県	3,543,593	2,720,624	76.8%	3,546,021	2,530,699	71.4%	5.4%
三重県	778,119	549,633	70.6%	780,213	547,926	70.2%	0.4%
滋賀県	631,893	193,654	30.6%	635,888	193,424	30.4%	0.2%
京都府	1,257,482	895,339	71.2%	1,253,403	712,139	56.8%	14.4%
大阪府	5,345,864	1,910,574	35.7%	5,345,864	1,798,074	33.6%	2.1%
兵庫県	3,031,907	1,882,963	62.1%	3,029,167	1,870,625	61.8%	0.4%
奈良県	678,869	467,000	68.8%	677,669	462,300	68.2%	0.6%
和歌山县	437,972	42,529	9.7%	442,272	37,729	8.5%	1.2%
鳥取県	93,188	83,722	89.8%	93,188	83,722	89.8%	0.0%
島根県	281,118	142,881	50.8%	279,313	142,881	51.2%	-0.3%
岡山県	702,914	322,484	45.9%	705,432	319,984	45.4%	0.5%
広島県	1,455,079	1,114,463	76.6%	1,526,579	1,186,463	77.7%	-1.1%
山口県	696,324	261,742	37.6%	696,224	249,392	35.8%	1.8%
徳島県	242,202	56,737	23.4%	242,202	56,737	23.4%	0.0%
香川県	535,873	320,243	59.8%	538,893	319,732	59.3%	0.4%
愛媛県	474,719	425,634	89.7%	474,719	425,462	89.6%	0.0%
高知県	214,504	182,626	85.1%	189,290	182,626	96.5%	-11.3%
福岡県	2,474,669	1,645,779	66.5%	2,476,739	1,643,579	66.4%	0.1%
佐賀県	430,327	250,226	58.1%	426,157	246,391	57.8%	0.3%
長崎県	502,743	104,038	20.7%	497,570	98,038	19.7%	1.0%
熊本県	214,867	33,598	15.6%	225,967	33,598	14.9%	0.8%
大分県	391,994	114,303	29.2%	391,994	114,303	29.2%	0.0%
宮崎県	314,191	141,846	45.1%	314,420	123,707	39.3%	5.8%
鹿児島県	397,135	87,647	22.1%	407,701	87,647	21.5%	0.6%
沖縄県	713,537	438,642	61.5%	710,509	435,614	61.3%	0.2%
合計	57,178,640	32,536,059	56.9%	57,424,737	31,627,020	55.1%	1.8%

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く)及び水道用水供給事業が有している净水施設の耐震化対策の取組み

及びその進捗状況を表すものとして、净水場の主要構造物である、沈殿池及びろ過池の耐震化状況を集計したもの。

※2 一部で耐震化率が昨年度に比べ減少した主な理由は、净水施設の新設・廃止による全净水施設能力の変更、

事業統合による影響や集計方法の見直し等による。

<別紙3>配水池の耐震化状況(令和4年度末)

都道府県別一覧表 ※1

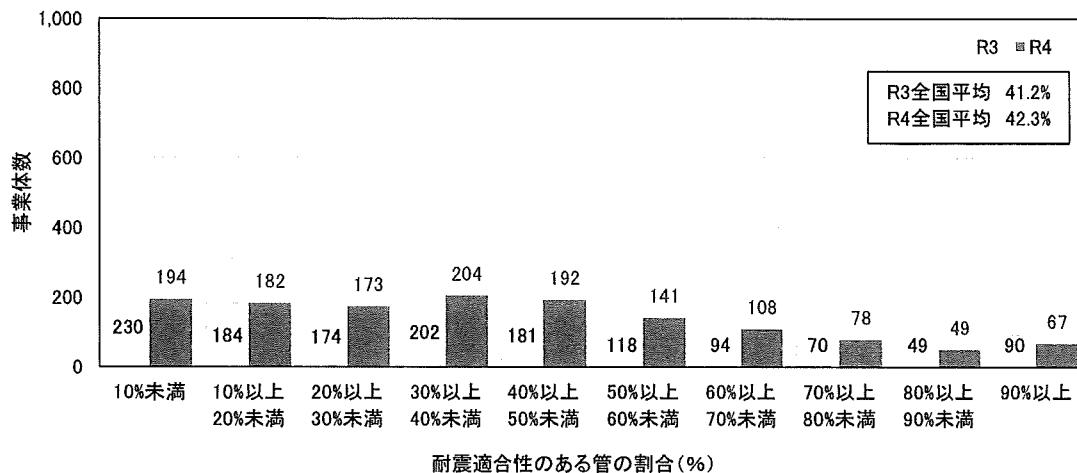
都道府県名	令和4年度			(参考)令和3年度			耐震化率の増減 ※2 (R4-R3) (%)
	全有効容量 (m ³)	耐震化有効容量 (m ³)	耐震化率 (%)	全有効容量 (m ³)	耐震化有効容量 (m ³)	耐震化率 (%)	
	(A)	(B)	(B/A=①)	(C)	(D)	(D/C=②)	
	(A)	(B)	(B/A=①)	(C)	(D)	(D/C=②)	
北海道	1,438,135	769,176	53.5%	1,450,209	759,147	52.3%	1.1%
青森県	422,192	216,275	51.2%	411,837	210,876	51.2%	0.0%
岩手県	391,708	161,125	41.1%	394,794	165,075	41.8%	-0.7%
宮城县	936,429	539,850	57.6%	937,443	529,298	56.5%	1.2%
秋田県	278,093	111,235	40.0%	277,884	113,603	40.9%	-0.9%
山形県	362,311	180,197	49.7%	362,708	180,096	49.7%	0.1%
福島県	596,970	302,223	50.6%	602,605	302,123	50.1%	0.5%
茨城県	712,431	338,042	47.4%	711,583	338,042	47.5%	-0.1%
栃木県	610,941	243,317	39.8%	630,031	239,721	38.0%	1.8%
群馬県	798,500	394,246	49.4%	780,638	386,168	49.5%	-0.1%
埼玉県	2,738,730	2,065,428	75.4%	2,752,294	2,067,178	75.1%	0.3%
千葉県	1,871,130	1,040,126	55.6%	1,876,252	1,028,840	54.8%	0.8%
東京都	3,361,218	2,605,614	77.5%	3,344,158	2,553,964	76.4%	1.1%
神奈川県	2,990,340	2,419,136	80.9%	2,990,590	2,311,963	77.3%	3.6%
新潟県	751,710	352,037	46.8%	758,957	349,490	46.0%	0.8%
富山县	303,307	158,580	52.3%	303,309	158,580	52.3%	0.0%
石川県	388,592	247,196	63.6%	387,808	238,793	61.6%	2.0%
福井県	266,482	133,365	50.0%	269,035	133,310	49.6%	0.5%
山梨県	287,676	159,988	55.6%	287,985	157,688	54.8%	0.9%
長野県	864,701	318,442	36.8%	866,500	311,652	36.0%	0.9%
岐阜県	666,604	431,717	64.8%	664,008	425,800	64.1%	0.6%
静岡県	1,262,322	902,929	71.5%	1,269,653	898,313	70.8%	0.8%
愛知県	2,238,171	2,007,207	89.7%	2,248,993	1,990,995	88.5%	1.2%
三重県	760,010	556,773	73.3%	759,246	539,063	71.0%	2.3%
滋賀県	458,112	289,443	63.2%	460,418	286,243	62.2%	1.0%
京都府	804,973	487,094	60.5%	804,973	448,734	55.7%	4.8%
大阪府	2,945,252	1,553,647	52.8%	3,023,217	1,511,751	50.0%	2.7%
兵庫県	1,998,346	1,372,697	68.7%	2,006,495	1,326,939	66.1%	2.6%
奈良県	654,088	475,644	72.7%	651,228	474,144	72.8%	-0.1%
和歌山县	354,077	196,105	55.4%	354,755	195,868	55.2%	0.2%
鳥取県	189,286	90,298	47.7%	192,517	90,590	47.1%	0.6%
島根県	250,122	151,367	60.5%	250,135	150,367	60.1%	0.4%
岡山県	731,740	423,315	57.9%	724,166	415,355	57.4%	0.5%
広島県	1,052,071	701,346	66.7%	1,045,867	685,542	65.5%	1.1%
山口県	529,931	276,794	52.2%	530,164	260,662	49.2%	3.1%
徳島県	253,455	98,494	38.9%	256,281	98,494	38.4%	0.4%
香川県	427,581	261,854	61.2%	392,018	290,664	74.1%	-12.9%
愛媛県	435,642	312,219	71.7%	434,792	310,969	71.5%	0.1%
高知県	213,810	169,924	79.5%	211,300	166,324	78.7%	0.8%
福岡県	1,346,610	940,371	69.8%	1,344,384	927,691	69.0%	0.8%
佐賀県	260,645	161,171	61.8%	260,645	161,171	61.8%	0.0%
長崎県	494,994	195,280	39.5%	487,196	195,274	40.1%	-0.6%
熊本県	452,531	253,482	56.0%	452,236	252,482	55.8%	0.2%
大分県	364,376	201,446	55.3%	364,336	201,116	55.2%	0.1%
宮崎県	341,948	143,092	41.8%	342,982	143,220	41.8%	0.1%
鹿児島県	656,287	239,339	36.5%	661,603	238,704	36.1%	0.4%
沖縄県	646,391	472,646	73.1%	645,751	471,776	73.1%	0.1%
合計	41,160,971	26,121,292	63.5%	41,235,979	25,693,858	62.3%	1.2%

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く)及び水道用水供給事業が有している配水池(配水塔、浄水池を含む)の状況を集計したもの。

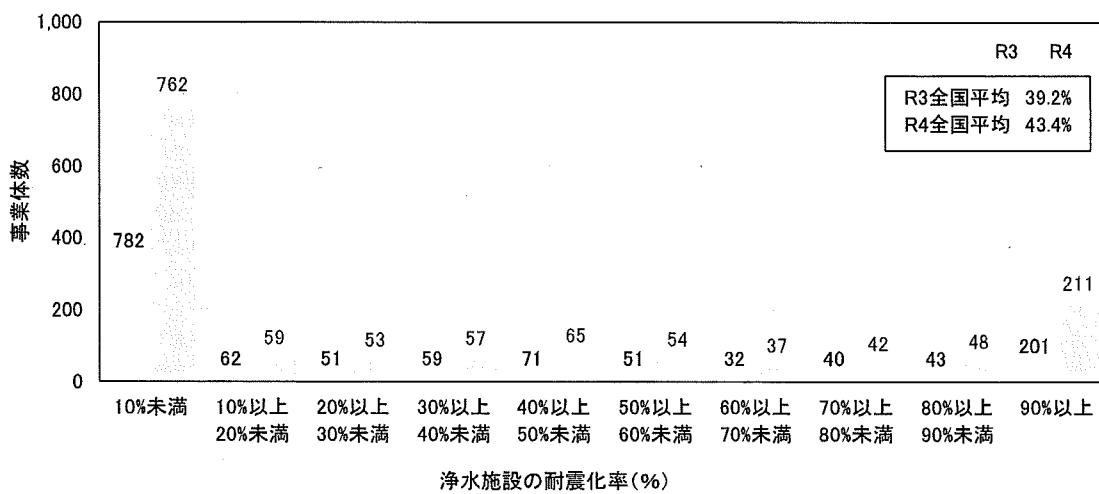
※2 一部で耐震化率が昨年度に比べ減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないと判明したこと、配水池の新設・廃止による全有効容量の変更や集計方法の見直し等による。

〈参考〉耐震適合率・耐震化率の分布

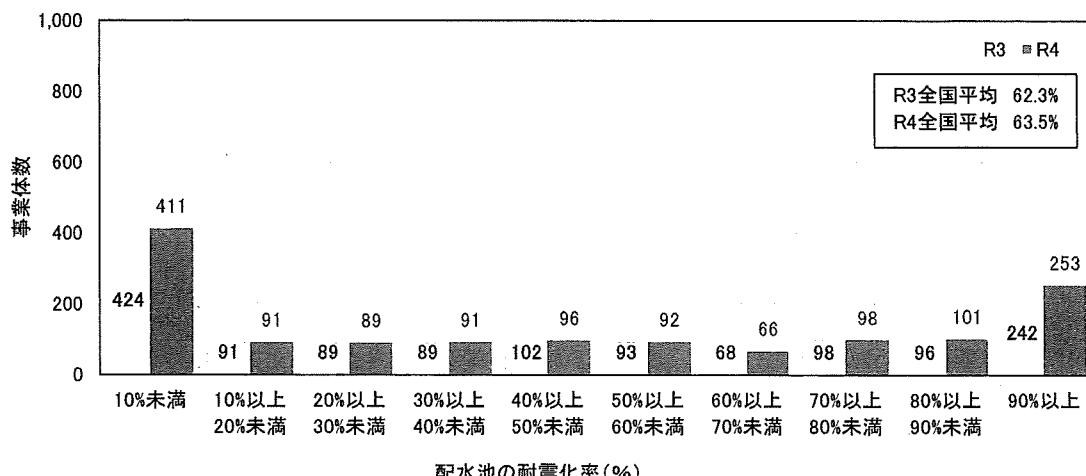
(1) 基幹管路の耐震適合率



(2) 淨水施設の耐震化率



(3) 配水池の耐震化率



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和6年11月1日
水管理・国土保全局水道事業課
下水道事業課
(上下水道審議官グループ)

上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果を公表します ～国民の生命と暮らしを支える強靭で持続可能な上下水道システムの構築に向けて～

能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時においても上下水道システムの機能を維持するにあたって重要となる施設の耐震化状況について、緊急点検を実施しましたので、その結果を公表します。

1 背景・目的

上下水道は国民の生命や暮らしを支えるインフラであり、特に令和6年能登半島地震では、上下水道システムの「急所施設」（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）や避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化の重要性が改めて明らかになったところです。このため、これら施設の耐震化状況について緊急点検を行いました。

2 緊急点検結果の概要（令和5年度末時点での全国の耐震化率）

① 上下水道システムの急所施設

水道システムの急所施設について、取水施設は約46%、導水管は約34%、浄水施設は約43%、送水管は約47%、配水池は約67%に留まっています。

下水道システムの急所施設について、下水処理場は約48%、下水管路は約72%、ポンプ場は約46%に留まっています。

② 避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等

避難所などの重要施設に接続する管路等について、水道管路は約39%、下水管路は約51%、汚水ポンプ場は約44%に留まっています。

また、給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合は、約15%と低い結果でした。

※ 緊急点検結果の詳細については、下記URLに掲載の資料をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000912.html

3 今後の取組について

国土交通省としては、全ての水道事業者や下水道管理者等に対して、今般の緊急点検結果を踏まえた「上下水道耐震化計画」の策定を要請しており、計画に基づく取組状況のフォローアップなどを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進してまいります。

また、耐震化の推進とあわせて、上下水道事業の運営基盤強化や施設規模の適正化、効率的な耐震化技術の開発、災害時の代替性・多重性の確保などを推進し、強靭で持続可能な上下水道システムの構築を図ってまいります。

<水道に関するお問い合わせ先>

水管理・国土保全局 水道事業課（上下水道審議官グループ）

課長補佐 中井、給水装置係長 天見

TEL：03-5253-8111（内線34405、34412） 03-5253-8819（直通）

<下水道に関するお問い合わせ先>

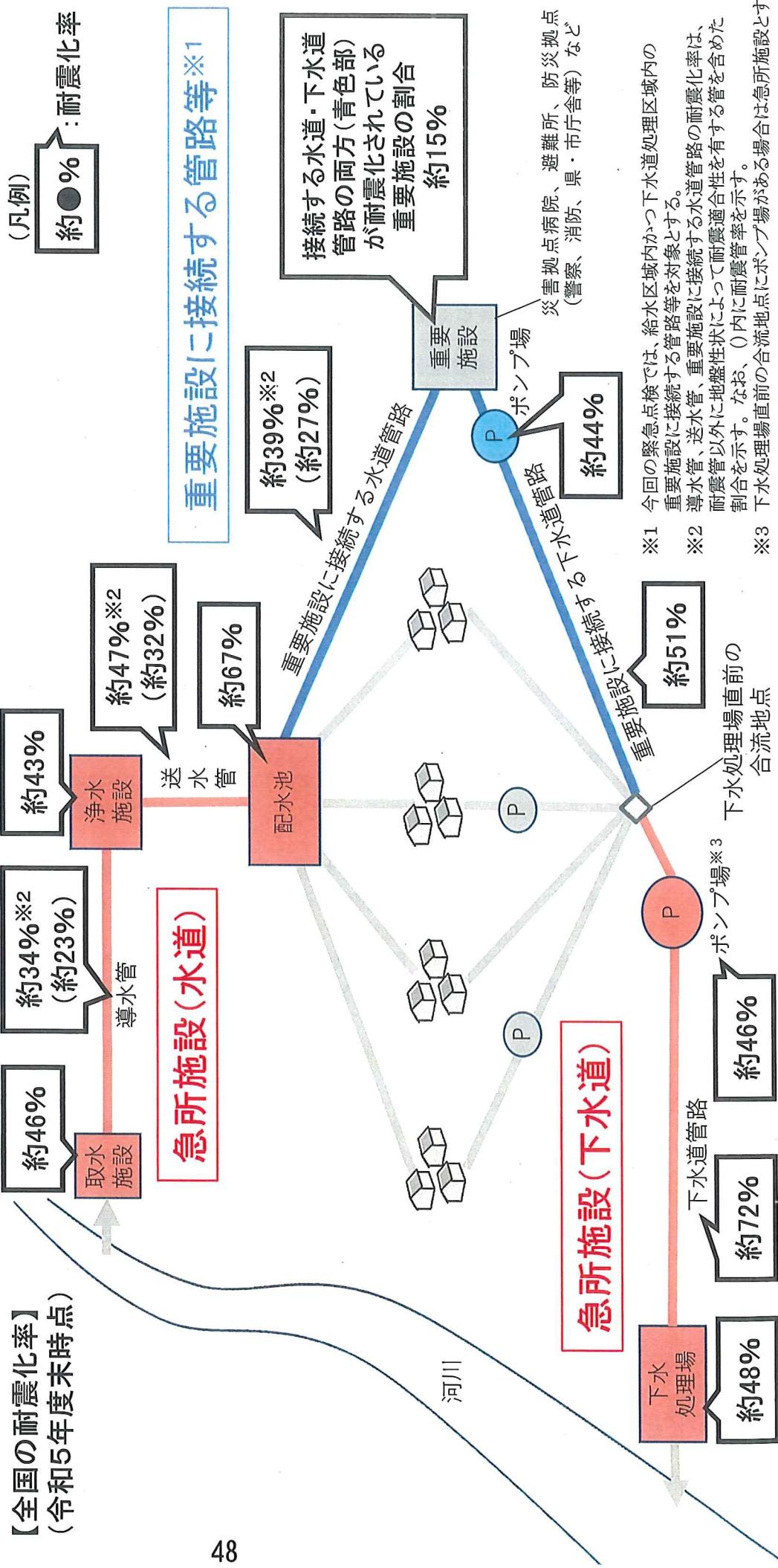
水管理・国土保全局 下水道事業課 事業マネジメント推進室（上下水道審議官グループ）

課長補佐 土師、再構築係長 村上

TEL：03-5253-8111（内線34232、34234） 03-5253-8431（直通）

上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果（概要）

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」(その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設)や避難所などの重要施設に接続する上下水管路等の耐震化状況について、緊急点検を実施しました。
- 各施設の耐震化率は、下図に示すとおり全体的に低い水準に留まっています。耐震化が十分でないことが改めて確認されました。



緊急点検結果を踏まえた今後の取組について

- 國土交通省としては、全ての水道事業者や下水道管理者等に対して、今般の緊急点検結果を踏まえた「上下水道耐震化計画」の策定を要請しており、計画に基づく取組状況のフォローアップなどを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進してまいります。
- また、耐震化の推進とあわせて、上下水道事業の運営基盤強化や施設規模の適正化、効率的な耐震化技術の開発、災害時の代替性・多重性の確保などを推進し、強制で持続可能な上下水道システムの構築を図ってまいります。

【今後の取組】

(1) 上下水道耐震化計画に基づく計画的・集中的な耐震化の推進

国土交通省では、全ての水道事業者や下水道管理者等に対して、「上下水道耐震化計画」策定を要請しており、計画に基づく上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進してまいります。

(2) 取組状況のフォローアップ・公表

上下水道耐震化計画に基づく耐震化の取組状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を公表するとともに、必要な支援を実施してまいります。

(3) 運営基盤の強化や施設規模の適正化の推進

耐震化の推進にあわせて、料金・使用料の適正化等による経営改善や広域連携・官民連携による事業の運営基盤強化、施設のダウンサイジングや統廃合、分散型システムの活用等による施設規模の適正化を推進してまいります。

(4) 技術開発の推進

水道事業者等や下水道管理者が抱える課題について分析を行いながら、軌道下等の施工困難箇所での耐震化工法など、効率的な耐震化技術の開発・実装を推進し、耐震化を加速してまいります。

(5) 災害時の代替性・多重性の確保

上下水道施設の耐震化とあわせて、可搬式浄水設備や可搬式汚水処理設備の活用、代替水源の確保、配水系統間の相互融通、浄水場間や下水処理場間の連絡管整備など、災害時の代替性・多重性の確保を推進してまいります。

3. 広域連携の推進

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。経営の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

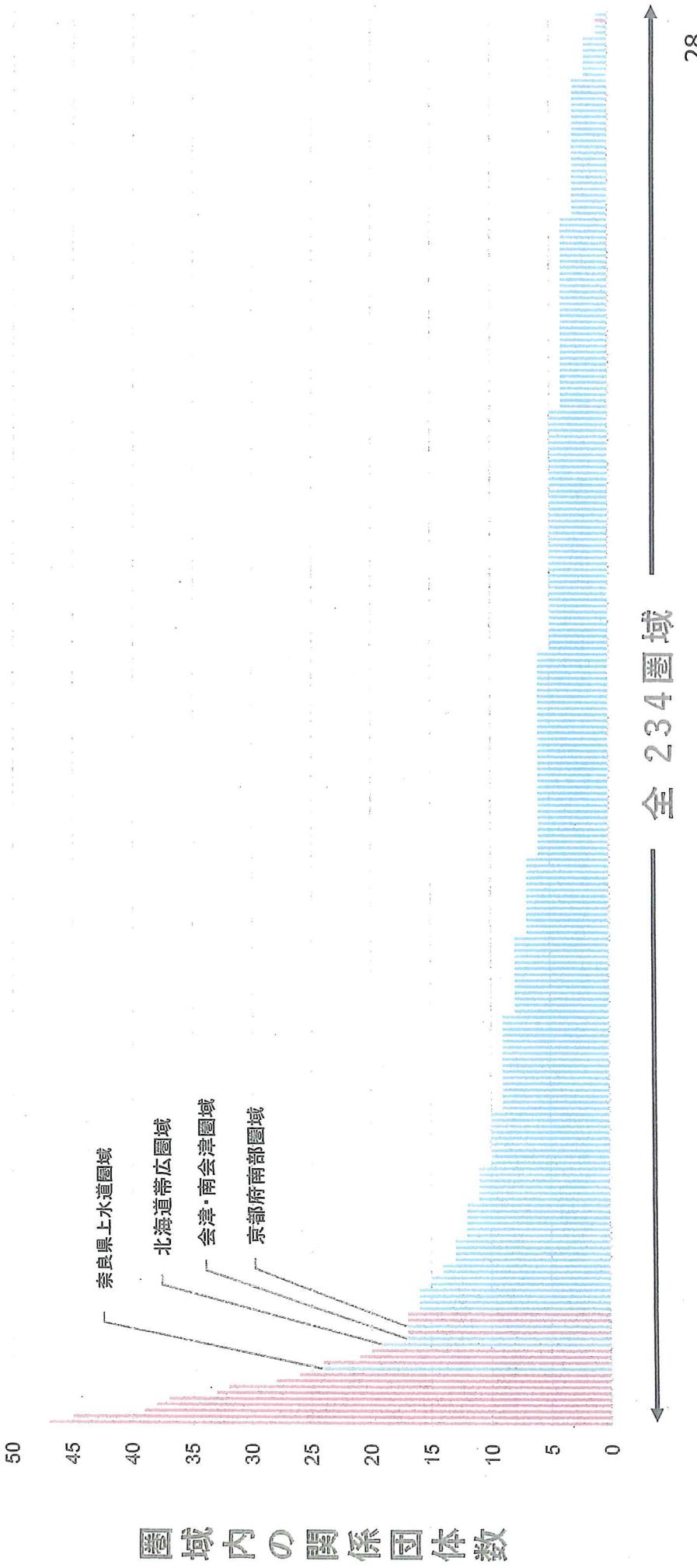
広域連携形態	内容	事例
事業統合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている) 	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合:H30.4~)
経営の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる) 	広島県水道広域連合企業団 (広島県及び14市町の水道事業を経営を統合:R5.4~)
業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の共同実施・共同委託(水質検査や施設管理等) ・総務系事務の共同実施、共同委託 	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水質検査業務を一元化:H27.4~)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>水道施設の共同設置・共用</u> (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・緊急時連絡管の接続 ・災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等 	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設:H24.4~) 多数

3. 広域連携の推進

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
H26.4	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年2ヶ月
H28.4	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業者（1市4町）が事業統合複数の水道事業者（1市4町）が事業統合	7年5ヶ月
H28.4	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業者（3市5町）が事業統合複数の水道事業者（3市5町）が事業統合	7年
H29.4 H31.4 R3.4	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営の一体化	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
H30.4	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年
H31.4	かづさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合	12年2ヶ月
H31.4 R5.4	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化 令和5年4月に事業統合	10年8ヶ月
R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合	12年2ヶ月
R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合	4年
R4.4	磯城郡水道企業団	45,600人	奈良県磯城郡の複数の水道事業者（3町）が経営の一体化	7年9ヶ月
R5.4	広島県水道広域連合企業団	571,000人	広島県内の用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化	6年6ヶ月

3. 広域連携の推進

- 各都道府県により示された圏域は全国で**234圏域**。（個別圏域218 + 県内全域16 = 234圏域）
- 個別圏域内の平均関係団体数は約**7団体**。
- 県内全域並の関係団体を有する個別圏域あり。

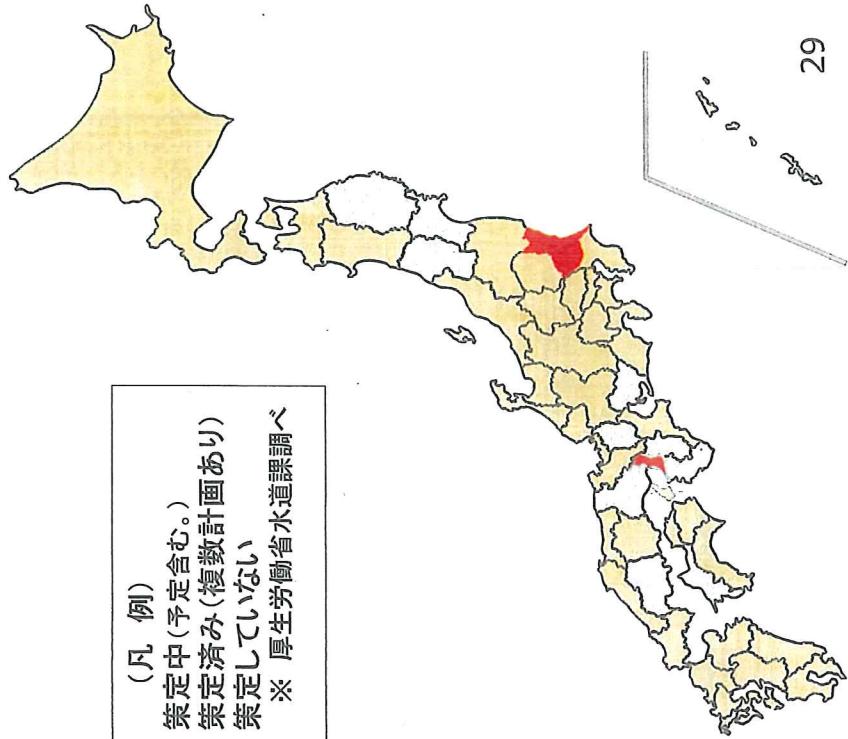


圏域内の関係団体数

3. 広域連携の推進



- ・ 経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取組を進めしていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。令和6年3月末時点で、47都道府県において策定済み。
- ・ 水道の基盤強化に向けて水道関係者が一体となつて取り組み、かつ、広域連携の推進役としての都道府県の機能を強化するため、水道法第5条の3に基づき、都道府県は水道基盤強化計画を定めることがができる。R6.2時点で2県府に2県府において策定済、10県において策定中である。



都道府県名	計画名称	策定期限
茨城県	県南西地域水道基盤強化計画	R4
大阪府	大阪府水道基盤強化計画	R5

3. 広域連携の推進

【概要】(水道事業運営基盤強化推進事業)

- 都道府県に対して、都道府県が取りまとめた生活基盤耐震化等事業計画に基づき、各水道事業者等が実施する施設整備に必要な経費の一部を交付する。
(主な事業)

・広域化事業：市町村域を越えて広域化(事業統合または経営の一体化)を行う水道事業者に対し、広域化において必要となる施設整備事業

(例)
①遠絡管等の整備(末端をつなぐ遠絡管やループ管等)

②集中監視設備の整備、統合浄水場等の建設
③事務関係システムの統合

④統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備 等

広域化事業

様々な整備に活用できる

④統合元人材整備
180,000千円

220,000千円
(広域化事業の部が運営基盤強化等事業)

①遠絡管整備
40,000千円

・運営基盤強化等事業：広域化後に耐震化・老朽化対策として実施する施設や管路の更新を行う事業

・水道施設共同化事業：2以上の事業体で実施する共同の水道施設の建設事業

・水道施設再編推進事業：事業規模の見直しに伴い、配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業

・水道施設台帳の電子化促進事業：他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業

【主要な採択基準】

- 広域化事業：市町村域を越えて3以上の水道事業者等の広域化を行ふ事業であって、資本単価が90円／m³以上である水道事業者を含むこと等
 - 運営基盤強化等事業：広域化事業を実施していること
 - 水道施設共同化事業：水道基盤強化計画等において、将来的に3事業体以上で広域化を行う方針を明示していること等
 - 水道施設再編推進事業：同一系統において3施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること等
- 【交付率】
- 1/4, 1/3 ※交付率は、事業内容や事業開始時期により異なる。
- ★水道事業者等に対する財政支援のほか、都道府県が水道基盤強化計画等の作成に要する経費に対して財政支援(～R11 指導監督交付金)
- 組織の統合は不要

企業団設立と 指定給水装置工事事業者制度

令和6年10月8日

公益財団法人 給水工事技術振興財団

石飛博之

企業団設立と指定給水装置工事事業者制度 八戸圏域水道企業団の例①

- 企業団設立(昭和61年4月)前は、給水装置工事を委託する指定工事店の指定要件は事業体によってバラバラ
- 統合前の各水道事業体による指定工事事業者は、引き続き企業団においても指定
- 暫定期間(昭和61年度から3年間)を設け、技術者の資格要件、機械器具の保有基準、常時雇用の資格者数等を統一

企業団設立と指定給水装置工事事業者制度

八戸圏域水道企業団の例②

企業団設立前の指定工事店の認定要件比較

業者区分	事業者(正水道認可)	八戸市営(企入会)	馬鹿(馬企)	浦(浦企)	部(部企)	階級
第 指 定 1 業 者	建設業法許可	○	○	○	○	○
	市(町)内店舗	○	○	○	○	○
	実績	1億円(2年)	○	100万円(3年)	200万円(2年)	1千万円(2年)
	自己資本金	500万円	500万円	200万円	200万円	200万円
	指定機械保有者	○	○	○	○	○
	任技術者	2名以上	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
第 指 定 2 業 者	1級配管工	2名以上	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
	2級配管工	2名以上	2名以上	1名以上	1名以上	2名以上
	建設業法許可	○	○	○	○	○
	市(町)内店舗	○	○	○	○	○
	実績	3千万円(2年)	○	100万円(2年)	100万円(2年)	200万円(2年)
	自己資本金	300万円	300万円	100万円	100万円	100万円
第 指 定 3 業 者	指定機械保有者	○	○	○	○	○
	任技術者	2名以上	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
	1級配管工	—	—	—	—	—
	2級配管工	2名以上	2名以上	2名以上	1名以上	2名以上
						13

企業団設立と指定給水装置工事事業者制度

八戸圏域水道企業団の例③

【企業団設立後の経過措置】※3年間

業者区分	工事店との営業範囲
八戸市の1種業者又は同等と認める町村の1種業者	すべての口径の給水装置を設計施工することができ、かつ、口径75mm以上の管工事を施工する資格を有する。営業範囲は、全給水区域。
上記以外の町村の1種業者	すべての口径の給水装置を設計施工することができ、かつ、口径75mm以上の管工事を施工する資格を有する。営業範囲は、 ①口径50mm以下の給水装置の設計施工については全給水区域。 ②口径75mm以上の管工事及び給水装置の設計施工は、既認可区域。
すべての2種業者	口径50mm以下の給水装置の設計施工する資格を有する。営業範囲は、全給水区域。

企業団設立と指定給水装置工事事業者制度 八戸圏域水道企業団の例④

- 八戸市以外の水道事業体の指定工事店は、3年間の経過措置を経て、順次企業団の指定工事店に移行。協同組合八戸管工事協会へも3年間で順次加入
- 水道本管工事の入札指名・施工について、管工事協会から企業団に対し地理的配慮を要請(施工場所がA町の場合、A町の格付け業者だけを入札対象又は優先指名に)
- 企業団は、管工事協会からの要請を受け、平成9年度頃まで原則として地理的配慮に基づき指名
- その後、管工事協会内部から「地理的配慮の撤廃」の意見が多くなり、企業団に対し撤廃の要請
- 企業団は、平成10年度から全区域を対象に指名

15

企業団設立と指定給水装置工事事業者制度 香川県広域水道企業団の例①

◆事業者指定、施工基準

- 統合前の各水道事業体による指定工事事業者は、企業団においても指定
- 企業団の指定工事事業者は、全市町村で工事施工可能
- 施工基準は、暫定期間(平成30年度から2年間)中は旧水道事業体に準拠し、その後段階的に統一

16

企業団設立と指定給水装置工事等事業者制度 香川県広域水道企業団の例②

◆入札契約制度

- 暫定期間(平成30年度から2年間)中は旧水道事業体の制度に準拠し、その後段階的に統一(令和2年度)
 - ✓ 水道施設工事は、県と市町で工事規模に大きな違いがあり、県の制度に合わせると、それまで受注していた価格帯への応札ができなくなる事業者が多く発生するおそれ
 - ✓ 事業者側からの要望も踏まえ、経過措置期間(当分の間)を設け、段階的に県の制度に合わせていく(現在も経過措置期間中)
- 一般競争入札の場合、総合評価の評価項目(地域精通度)において、施工現場の市町村に本社がある業者を優遇評価
 - ✓ 制度の統一以降、企業団が契約した水道施設工事のうち管路工事の地元受注率は概ね90%台後半で推移。これまでの取組みに一定の効果

17

企業団設立と指定給水装置工事等事業者制度 香川県広域水道企業団の例③

◆維持修繕業務

- 基本計画では、暫定期間(平成30年度から2年間)は、旧水道事業体の業務形態に依り、その後統一
 - ✓ 維持修繕業務は、旧事業体ごとに、委託の有無・委託先、委託業務内容や工事単価、待機業務の有無、待機料の支払いの有無、工事費の精算の方法などが異なっている
 - ✓ 業務の受け手の主体となる管工事組合の状況が地域によって異なっていることから、企業団では、段階的に取組みを進める
- 修繕工事の範囲や工事単価、積算方法については統一
- 受付体制や初動体制、待機体制については、旧事業体ごとに考え方には差異があり、調整中
- 企業団は、令和10年度に水道料金統一を目指し、遅くとも令和7年度末には料金統一後の業務内容や委託内容を決定
- 現在、企業団が考える料金統一化後の業務内容や委託内容の案について、香川県管工事業協同組合連合会から意見聴取

18

原稿用紙

県域水道一体化に向けた取組について(進捗状況報告)

○去る7月29日(月)、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の第5回会合を開催し、以下の2事項が全構成団体の首長間で了承されました。

1 企業団設立のための「企業団規約」案 ← 今9月議会に議案提案

2 「奈良県広域水道企業団基本計画(※)」改定案

(※)・一体化後の企業団運営の基本方針。R5年2月策定

・R5年2月策定以降において協議会で協議・合意された事項等を追加反映するため、今般改定

○上記1の議案を審議いただくに当たり、併せて上記2の基本計画の全体概要をご報告します。

I 奈良県の上水道の現状

P1

II 奈良県域水道一体化の目的・メリット

P2

III 奈良県広域水道企業団基本計画 概要

P3~11

【参考】 今後のスケジュール

P12

令和6年9月26日 水道局 県域水道一体化準備室

III 奈良県広域水道企業団基本計画(一体化後の運営の基本方針) 概要

1 組織・業務運営

(R5年2月策定 R6年7月一部改定)

構成団体

○以下の27団体 ← 構成団体 (現行の合併までのもの)

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

経営主体

○企業団(一部事務組合)【R6年度中に発足】

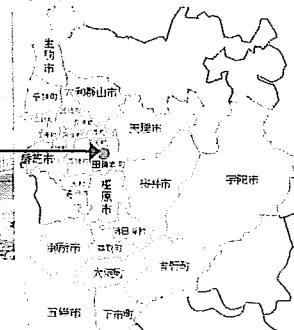
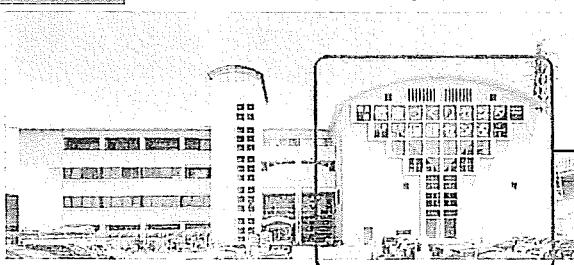
統合形態

○事業統合【R7年度から事業開始】

公営企業を堅持し、
コンセッション方式への移行又は民営化は行わない

企業団本部の位置

○田原本町宮古(県有土地・建物)(※現田原本町保健センター・子育て広場)



拠点を広めたい
本部の立地

組織

○企業団の事業運営の組織体制として、企業団本部、広域水道センター、水質管理センター、浄水場及び事務所を設置。また、企業団議会、監査委員、運営協議会を設置

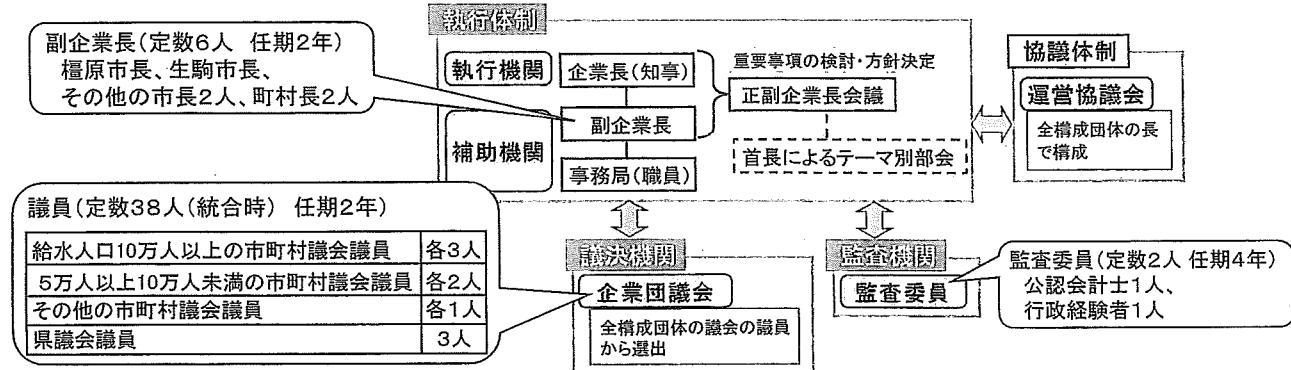
※事務所は、企業団設立当初は構成団体の事務所とし、業務の標準化・効率化等を図りながら、令和16年度までを目途に5エリア程度への集約化を目指す

1 組織・業務運営(つづき)

意図決定に係る組織フレーム

○構成団体が連携して企業団運営が円滑に行える組織を構築

- ・正副企業長会議を設置(企業長・副企業長の合議で経営上の企画・立案及び方針決定)
- ・正副企業長会議の下に、首長によるテーマ別部会を設置(経営上の重要事項について具体的検討)
- ・運営協議会を設置(重要事項等を全構成団体の長で協議)
- ・また、企業団議会の議員は全構成団体の議会から選出



職員の身分・数

○職員の身分・数

- ・当分の間、構成団体からの派遣(地方自治法上の派遣)により対応
- ・順次、企業団への身分移管及び新規採用を実施(その方針をR7年度中に整理)
- ※身分形態等の実情から必要な場合は企業団設立時に身分移管又は新規採用

○職員の数

- ・企業団設立当初は構成団体における現行職員数と同程度を確保
- ・順次、業務効率化等を図り適正な規模を目指す(その方針をR7年度中に整理)

4

2 施設整備

【基本的考え方】

将来にわたる安全・安心な水道水の持続的供給のため、以下の観点から施設整備を推進

- ①水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保できるよう、県域全体で施設を最適化・効率化
- ②施設の老朽対策を計画的に推進
- ③災害・事故に対応したバックアップ機能を確保

○上記に基づき、整備方針と具体的な2つの施設整備計画を策定し、計画的に推進

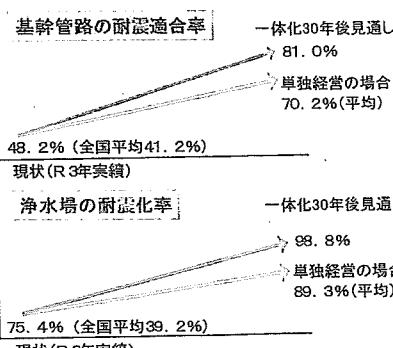
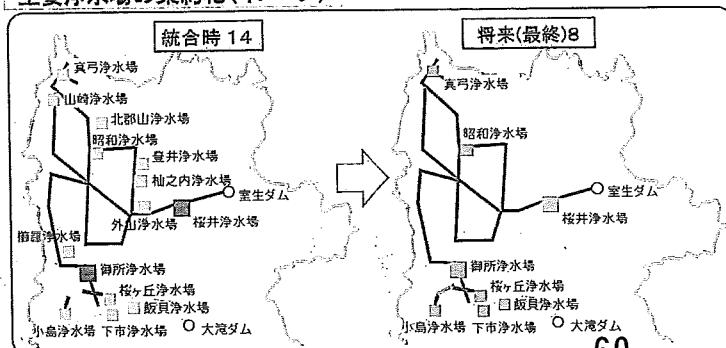
【整備方針】

- ①施設・設備
厚生労働省が示す更新基準年数を基本に、老朽化や耐震性の実状等を勘案して更新
- ②管路
基幹管路、重要給水施設管路を重点としつつ、健全度と重要度を勘案して優先順位を付けて更新

【2つの具体的計画】

- ①広域化施設整備計画
浄水・取水・送配水施設など広域的施設の整備計画(統合後30年間の事業別・年度別事業費見込)
- ②経年施設更新計画
老朽化が進む既存の施設・管路などの更新計画(統合後10年間の団体別・年度別等の事業費見込)

主要浄水場の集約化(イメージ)



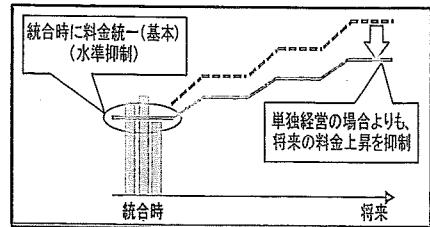
③ 財政運営

水道料金

○ 基本的考え方

- ・一体化により、単独経営の場合よりも料金上昇は抑制
(統合効果のみられない団体(大淀町)には特例措置を実施)
- ・5年ごとに総括原価方式^(※1)により算定し、以下の指標により
財政の健全性を検討の上、水準改定の要否を判断。期間中も財政の健全性を確認
 - 【指標】・収益的収支……期間中黒字が確保できているか
 - ・資金期末残高……期間中の給水収益相当以上を確保できているか
 - ・企業債残高……期間中の給水収益の3倍以内となるか

(※1)5年間の営業費用(人件費・薬品費・動力費等の維持管理費、減価償却費、資産減耗費の計から給水収益以外の関連収入を差し引いたもの)と資本費用(支払利息、資産維持費の計)の合計を基に料金水準を算定
- ・料金体系は統合時に統一(基本)。ただし、体系の制度的変更により単独経営の場合に比べ料金が上がる利用者が生じないよう経過措置を実施(統合後5年間)



○ 特例措置(対象: 大淀町)

- ・一定期間(最長30年間)、別の水道・体系の水道料金を設定。その後、料金を統一
 - 【別料金の算定方法】セグメント会計^(※2)により、5年ごとに総括原価方式で算定される料金水準へ改定

(別料金設定が認められる期間後の最初の料金改定期間に、統一料金へ改定)

(※2)企業団全体の会計のうち、別料金設定を認められた団体域について区分の上、当該団体域に係る別料金を算定

 - ・国・県の財政支援分は、当該団体区域への投資に係る分を反映
 - ・企業団全体に係る収入・支出のうち当該団体区域分の算定は、水量ベースを基本として按分 など

用水供給単価

○ 基本的考え方

- ・県域水道一体化に参画しない団体(奈良市・葛城市)への用水供給単価についても、上記の水道料金と同様の考え方に基づき、5年ごとに総括原価方式により算定し、財政の健全性を検討の上、単価改定の要否を判断。期間中も財政健全性を確認

6

【参考】今後のスケジュール

時 期	主 な 事 項	
R6年度	9月	【全構成団体】各議会(9月議会)へ企業団設立議案 提案 ↓ 全議会で可決を得た後
	10月	【全構成団体(連名)】国へ企業団(一部事務組合)設立許可 申請
	11月	○企業団(一部事務組合) 設立 ✓【全構成団体】各議会へ関係議案 提案 (本年度末をもって現行の各団体の水道事業廃止に伴う議案 等) ✓【全構成団体】国又は県へ事業廃止許可 申請 ✓【企業団】企業団議会へ関係議案 提案 (関係条例制定議案、予算案 等) ✓【企業団】国へ事業認可 申請、国交付金 要望 ✓その他準備
R7年度	4月	○事業統合

